# ≪「VBA 法人税確定申告書」システムの法人税申告書・別表について≫

「VBA 法人税確定申告書」システムのデータ入力用フォーム、表示と印刷用のエクセルのシートの説明になります。 令和 07 年版システムは、令和 07 年 4 月 1 日から令和 08 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度に対応します。 資本金または出資金が 1 億円超の大法人の法人税と地方法人税の電子申告の義務化には対応していません。

「VBA 法人税確定申告書」のメインメニュー

このシステムのメインメニューは「開始」「編集」「表示」「印刷」「ヘルプ」「HP情報」「終了」のコマンドボ タンの構成になっています。

システムのメインメニュー

法人税 確定申告	書 令和07年版	VER 5.01 法人名	サンプルデータ株式会社
令和07年4月1日以後開始事業年度		システム有効期限 令和08年3月31日終了事業	
開始	システム設定	<u>データの削除・ファイル</u>	保存と読込処理
編集	データの編集	法人税確定申告書・別表	<u>・法人地方税データの入力</u>
表 示	シートの表示	法人税確定申告書・別表	・法人地方税データの表示
印刷	シートの印刷	法人税確定申告書・別表	<u>・法人地方税データの印刷</u>
ヘルプ	システム説明	<u>システムの使用方法の該</u>	<u> 5明と注意事項(PDF)</u>
HP情報	HP・最新情報	ホームページの表示とシ	ステムの最新情報
終了	システム終了	<u>データの保存とシスティ</u>	の終了処理

# 〇「開 始」

使用者データの登録、データの削除、ファイルへの保存と読込ができます。

### 〇「編 集」

法人税・地方法人税確定申告書、適用額明細書、法人道府県民税・事業税・特別法人事業税申告書と法人市町村民税 申告書のデータの登録と編集を行います。

### 〇「表 示」

法人税・地方法人税確定申告書の別表1から別表16、適用額明細書、法人道府県民税・事業税・特別法人事業税申告書と法人市町村民税申告書のExcel ワークシートを表示します。

## 〇「印 刷」

法人税・地方法人税確定申告書の別表1から別表16、適用額明細書、法人道府県民税・事業税・特別法人事業税申告書と法人市町村民税申告書のExcel ワークシートを印刷します。

### 0「ヘルプ」

システムの使用方法や法人税と法人地方税の計算について簡単に説明した PDF ファイルを開きます。

# ○「HP 情報」

Soft-j.com のホームページを表示して、システムの最新情報とエラー情報の確認ができます。

# 〇「終 了」

「終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。 データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時は必ずこのボタンを使用してください。

### ≪システムのご利用について≫

このシステムは、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2024/2021/2019 が必要になります。 このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マク ロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

### ≪システムの使用許諾書について≫

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

### 1) システムの使用期限

令和 07 年版のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 08 年 3 月 31 日終了事業年度までとなっています。 このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

**3)**使用権

本システムの使用権は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。 本システムの使用権は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。 本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

### 4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的ないかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算 誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。 損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

### ≪システムの注意事項について≫

 ファイル名の変更について システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。
 ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。 入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。 しかし IME を全角モードのままで入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入 力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開くことが必要になります。

### Excel 2016 2013 2010 2007 のサポート終了について

マイクロソフト社による Excel2007 のサポートは平成 29 年 10 月で終了しています。 マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。 マイクロソフト社による Excel2013 のサポートは令和 05 年 04 月で終了しています。 マイクロソフト社による Excel2016 のサポートは令和 07 年 10 月で終了します。 このサポート終了により Excel2013 2010 2007 での動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありま すのでご了承ください。

# ≪システムのダウンロードとライセンス料金のお振込みについて≫

システムの最新版の Excel ファイルは soft-j.com のダウンロードサイトから入手することができます。 ライセンス料金のお振込みについては soft-j.com の銀行振込のご案内またはベクターシェアレジを利用することが できます。

最新版のシステムは以下のダウンロードサイトから行ってください。 http://soft-j.com/download.html

ライセンス料金のお振込みについては以下のサイトで確認してください。 http://soft-j.com/soukin.html

# ● 請求書・領収証の発行について

大変申し訳ありませんが、銀行振込ならびにベクターからの送金のどちらも請求書と領収証の発行はしていません。 令和 05 年 10 月 01 日以降の適格請求書保存方式(インボイス制度)に対応した請求書と領収証の発行はしていません。 ん。

# ≪「セキュリティリスク」のメッセージバーへの対応について≫

インターネットからダウロードしたマクロ付きの Excel ファイルを開くと、マクロは実行されずにブロックされて 「セキュリティリスク」のメッセージバーが表示されます。

Excel により「セキュリティリスク」メッセージバーが発生して VBA がブロックされる場合の対応は、以下の PDF ファイルまたはマイクロソフト社サイトでご確認をお願いします。

http://soft-j.com/release/security\_risk.pdf

https://learn.microsoft.com/ja-jp/deployoffice/security/internet-macros-blocked

# 「VBA 法人税確定申告書」システムについて

このシステムは、法人の決算書データから法人税確定申告書の別表 1 から別表 16 及び適用額明細書と地方税申 告書の第6号様式から第20号様式を作成します。

資本金または出資金が1億円超の法人の事業税の外形標準課税と地方税の課税標準の分割計算には対応していません。 また連結事業年度の決算と納税の計算には対応していません。

### 「VBA 法人税確定申告書」で対応している申告書と別表、明細書 ファイル名 hojin0704.xlsb hojin\_hyo0704.xlsb 別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人分 各事業年度の所得に係る申告書・次葉 別表一 別表二 同族会社等の判定に関する明細書 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算等に関する明細書 別表三 (一) 別表三(一)付表 特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書 別表四 所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式) 別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書 別表五(一)付表 種類資本金額の計算に関する明細書 別表五(二) 租税公課の納付状況等に関する明細書 別表六 (一) 所得税額の控除に関する明細書 別表六(二) 内国法人の外国税額の控除に関する明細書(表のみ) 別表六 (二の二) 当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書(表のみ) 別表六(三) 外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書(表のみ) 別表六 (六) 法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書 別表六 (六) 付表 前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書 (表のみ) 別表六(七) 特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別 控除の適用可否の判定に関する明細書(表のみ) 別表六(九) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書(表のみ) 別表六(十) 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書(表のみ) 別表六 (十一) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額 の計算に関する明細書(表のみ) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書(表のみ) 別表六 (十二) 別表六 (十五) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(表のみ) 別表六 (二十四) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(表のみ) 別表六 (二十四) 付表一給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に 関する明細書(表のみ) 別表六 (二十四) 付表二 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給 増加重複控除額の計算に関する明細書(表のみ) 別表七(一) 欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書 別表八 (一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書 別表八(一)付表 支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書 別表十一 (一) 別表十一(一の二)一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書 別表十四(二) 寄付金の損金算入に関する明細書 交際費等の損金算入に関する明細書 別表十五 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 別表十六 (一) 別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 別表十六(四) 旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の 計算に関する明細書 別表十六 (六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書

別表十六(七)少額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例に関する明細書別表十六(八)一括償却資産の損金参入に関する明細書別表十六(十)資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書(表のみ)

適用額明細書 租税特別措置法の適用を受ける事項と適用する条項及び適用額

# ■ 「VBA 法人地方税申告書」で対応している申告書と明細書 ファイル名 hojin\_tih0704.xlsb

第六号様式
 法人都道府県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書
 第六号様式別表四の三
 均等割額の計算に関する明細書(東京都)
 第六号様式別表九
 次損金額等及び災害損失金の控除明細書
 第十号様式
 課税標準の分割に関する明細書(都道府県民税・事業税)

第二十号様式 法人市町村民税の確定申告書 第二十二号の二様式 課税標準の分割に関する明細書(市町村民税)

法人事業税・特別法人事業税の課税標準分割税額計算書 法人都道府県民税の課税標準分割税額計算書 法人市町村民税の課税標準分割税額計算書

# ■ OCR 法人税確定申告書と適用額明細書への印刷について

令和07年版では法人税申告書と適用額明細書の印刷について、国税庁ホームページからダウンロードできる PDF の確定申告書と適用額明細書になっています。

国税庁ホームページからダウンロードできる PDF 法人税申告書と適用額明細書への直接印刷は、EXCEL の「ページ設定」の「拡大縮小印刷」から 103%から 105%に拡大(お使いのプリンターにより拡大比率が違います。)と上下左右の余白を調整してから印刷することがあります。

- ※ OCR 用法人税申告書と適用額明細書の印刷は、国税ホームページからダウンロードした OCR 用法人税申告書 と適用額明細書の PDF ファイルを「特大ページを縮小」で印刷して印刷位置を設定しています。税務署配布の OCR 用法人税申告書と適用額明細書の印刷は「ページ設定」「拡大/縮小」で 103%から 105%に拡大して印刷して ください。
- ※ Windows と Excel およびお使いのプリンターによりましては OCR 申告書が正常に印刷できないことがありま すのでご了承ください。

国税庁ホームページからダウンロードした OCR 申告書の PDF ファイルを印刷して税務署に提出する場合は、 下記のサイトの印刷設定方法を参考にしてください。 <u>https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/ocr/setting.htm</u>

# 令和07年版システムの修正事項について

- ・ 令和 07 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の適用額明細書の法人税額の特別控除の区分番号と租税特別措置法 の条項の変更に対応しました。
- ・令和 07 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の書の別表 1 次葉、別表 4、別表 15 の様式改正に対応しました。 (令和 07 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度で所得金額が 10 億円を超える法人の所得金額 800 万円以下の金額 の法人税率 17%の計算には対応していません。)
- ・令和 07 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人税額の特別控除明細書の別表 6(6)、別表 6(6)付表、別表 6(15)、 別表 6(24)、別表 6(24)付表 1、別表 6(24)付表 2 の様式改正に対応しました。
- ・令和 07 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人道府県民及び事業税と特別法人事業税の第 6 号様式の様式改正に対応しました。 (令和 07 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の第 6 号様式の様式変更にはバージョンアップで対応します。)
- ※ 法人税額の特別控除の別表 6(6)から別表 6(24)は表のみの対応のため「シート編集」ボタンからシートの保護を 解除してデータを入力します。(このシートには数式と参照式の設定がありません。)
- ※ 法人税額の特別控除の明細書はバージョンアップで対応することがあります。
- ※ 適用額明細書の法人税額の特別控除の区分番号と租税特別措置法の条項が国税庁ホームページで公開されたら バージョンアップで対応することがあります。
- ※ 資本金又は出資金が1億円超の法人の法人税と地方法人税及び事業税外形標準課税は対応していません。
- ※ 資本金又は出資金が1億円超の大法人の法人税と地方法人税及び消費税と地方消費税の電子申告の義務化は 対応していません。
- ※ ※ OCR 用法人税申告書と適用額明細書の印刷は、国税ホームページからダウンロードした OCR 用法人税申告 書と適用額明細書の PDF ファイルを「特大ページを縮小」で印刷して印刷位置を設定しています。税務署配布 の OCR 用法人税申告書と適用額明細書の印刷は「ページ設定」「拡大/縮小」で 103%から 105%に拡大して印刷 してください。
- ※ Windows と Excel およびお使いのプリンターによりましては OCR 申告書が正常に印刷できないことがありま すのでご了承ください。

国税庁ホームページからダウンロードした OCR 申告書の PDF ファイルを印刷して税務署に提出する場合は、 下記のサイトの印刷設定方法を参考にしてください。 <u>https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/ocr/setting.htm</u>

### ☆「VBA 法人税確定申告書 」の別表 7(1)の欠損金の繰越控除について

青色申告を提出した事業年度の欠損金は、平成30年4月1日以後に開始した事業年度は10年まで繰越控除することができますが、平成30年4月1日以前に開始した事業年度の繰越期間は9年になっています。

ところが別表 7(1)の 10 行分を最下行からすべて 10 年分入力して最初の事業年度に繰越控除できない欠損金が入力 されて、当期の所得金額から控除する事例が発生しました。

このために、最初の事業年度に繰越控除できない欠損金が入力されないように表 7(1)の最下行の入力と表示はできない仕様に変更しています。

・3月決算法人の入力例

令和7年3月決算(令和6年4月1日から令和7年3月31日)に控除できる青色欠損金額は、平成28年3月決算(平成27年4月1日から平成28年3月31日)以降に生じた青色欠損金額となります。

また翌期へ繰り越すことができるのは平成 29 年 3 月決算(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日)以降に生じた青色欠損金額です。

10 行分をすべて入力すると控除できない平成 27 年 3 月決算(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日)も入力 することになります。

これは下記の国税庁ホームページの手引きを参考にしてください。 <u>https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/aramashi2023/pdf/02-11.pdf</u>

# 令和 06 年版システムの修正事項について

・ 令和 06 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度(令和 06 年 4 月 30 日決算)から令和 07 年 3 月 31 日事業年度までの 法人税額の特別控除の明細書の別表 6(6)、別表 6(6)付表、別表 6(7)、別表 6(10)、別表 6(15)、別表 6(24)、別表 6(24)付表 1、別表 6(24)付表 2 の様式改正に対応しました。

# ■ 令和 05 年版システムの修正事項について

- ・ 令和 05 年 4 月 1 日以後終了事業年度(令和 05 年 4 月 30 日決算)からの別表 1、 別表 1 次葉、別表 4、別表 8 (1)、別表 11 (1\_2)、別表 14 (2) などの様式改正に対応しました。
- ・税額控除の明細書の別表 6(6)、別表 6(6)付表、別表 6(7)、別表 6(17)、別表 6(26)、別表 6(26)付表 1、 別表 6(26)付表 2の様式改正に対応しました。

国税庁ホームページからダウンロードした OCR 申告書の PDF ファイルを印刷して税務署に提出する場合は、 下記のサイトの印刷設定方法を参考にしてください。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/ocr/setting.htm

# 令和04年版システムの修正事項について

- ・ 令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの別表 1 次葉、別表 16(1)、別表 16(2)、別表 16(4)、別表 16(6)の様式改正に対応しました。
- ・令和04年4月1日以後終了事業年度からの第6号様式と第20号様式の様式改正に対応しました。(「税額控除超 過額相当額の加算額」を追加。)
- ・令和04年4月1日以後終了事業年度からの法人税額の特別控除の明細書の様式改正に対応しました。
- ・令和04年4月1日以後終了事業年度からの適用額明細書の租税特別措置法の条項と区分番号に対応しました。
- ・別表4でお使いのプリンターにより△の下部が印刷されない不具合を修正しました。
- ・第6号様式と第20号様式で提出年月日のフォントを縮小しました。
- ・ 令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの税制改正による別表 1 (1)、別表 1 次葉、別表 4、別表 5 (1)、 別表 5 (2)、別表 7、別表 8 (1)、別表 8 (1)付表、別表 14 (2)、別表 15 などの改正に対応しました。

# ■ 令和 03 年版システムの修正事項について

- ・別表1次葉の地方法人税の税率10.3%の改正に対応しました。
- ・地方法人特別税の廃止と特別法人事業税の創設に対応しました。
- ・法人事業税、法人道府県民税、法人市町村民税の改正に対応しました。

# ≪ご注意≫

令和 03 年版から事業年度(課税期間)をリストから選択するように変更して 12 か月の事業年度(課税期間)に対応します。新規に設立または事業年度を変更した法人は 12 か月の月数を変更してください。 これは直接入力した事業年度(課税期間)が申告書や内訳書に連動しないというユーザー様のご意見で修正しました。

別表1は「別表一 各事業年度の所得に係る申告書-内国法人分」となり「普通法人(特定の医療法人を除く。一般 社団法人等、みなし公益法人等又は人格のない社団等」と「普通法人等以外の公益法人等、協同組合等又は特定の 医療法人」の計算をすることになりましたが、このシステムは普通法人の計算のみに対応します。 令和 02 年版システムの修正事項について

- 1) 令和2年4月1日以後に終了する事業年度の法人税の別表1(1)、次葉、別表3(1)、別表4、別表7(1) 及び法人事業税と都道府県民税の第6号様式の変更に対応しました。
- 2) 令和元年10月1日以後に開始する事業年度(令和2年9月30日決算)の地方法人税(国税)の改正について

税制改正により、法人住民税法人税割の税率を 5.9%引き下げる(都道府県分を 3.2%から 1%の 2.2%、市町村分 を 9.7%から 6%の 3.7%それぞれ引き下げる)とともに、地方法人税(国税)の税率を 5.9%(引下げ分相当)引 き上げることとされます。

令和元年10月1日以後に開始する事業年度の地方法人税(国税)の税率 10.3% (現行4.4%)

- ※ 中小法人の年 800 万円以下の所得に係る法人税率を 15%に軽減する措置は、2 年間(令和3年3月31日まで)延長されています。
- 3) 令和元年10月1日以後に開始する事業年度(令和2年9月30日決算)の法人道府県民税の改正について

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から標準税率は、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、かつ、 法人税額が年 1,500 万円以下の法人に適用されます。 標準税率 法人税額 × 1.0% (現行 3.2%)

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から超過税額は、上記以外の法人に適用されます。 超過税率 法人税額 × 1.8% (現行 4.0%)

- 4) 令和元年10月1日以後に開始する事業年度(令和2年9月30日決算)の法人事業税の改正と特別法人事業税 の創設及び地方法人特別税の廃止について
- ・令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から法人事業税(所得割及び収入割に限る)の税率の改正がされま す。(特別法人と収入金額課税法人の税率は省略)

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人の所得割の標準税率

所得金額	年 400 万円以下	3.5%	(現行 3.4%)
所得金額	年 400 万円超年 800 万円以下	5.3%	(現行 5.1%)
所得金額	年 800 万円超	7.0%	(現行 6.7%)

超過課税を適用している都府県の法人は税率が違います。 超過税率は、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県で適用されます。

・令和元年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税の税率改正と同時に、地方法人特別税が廃止されて特別法人事業税が創設されます。(特別法人と収入金額課税法人の税率は省略)

特別法人事業税の税率

所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等 所得割額の 37% 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人 所得割額の 260%

5) 令和元年10月1日以後に開始する事業年度(令和2年9月30日決算)の法人市町村民税の改正について

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から、法人市民税で 3.7%、法人県民税で 2.2%、法人税割の税率が 引き下げられるとともに、地方法人税(国税)の税率が引き上げられます。 これにより、地方税法で定められている法人市民税(法人税割)の標準税率及び制限税率が改正されます。

標準税率 法人税額 × 6.0%(現行 9.7%) 制限税率 法人税額 × 8.4%(現行 12.1%)

# ▶ 事業年度による法人税計算の推移(資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人)

1年決算法人の場合ですので、事業年度を変更した1年未満の法人は計算が違います。

令和元年4月1日以後開始する事業年度	令和元年10月1日以後開始する事業年度
<b>R01.9.1~R02.8.31</b> まで	R01.10.1~R02.9.30 から
普通法人の法人	税の税率 800 万円以下の部分 15%
普通法人の法人	税の税率 800 万円超の部分 23.2%
地方法人税(国税) 4.4%	地方法人税(国税) 10.3%
道府県民税法人税割 <mark>3.2%~4.0%</mark>	道府県民税法人税割 1.0%~1.8% ※
都民税法人税割 12.9%~16.3%(東京 2	3 区) 都民税法人税割 7.0%~10.4% (東京 23 区)
事業税所得割 3.4% 5.1% 6.7% ※	事業税所得割 3.5% 5.3% 7.0% ※
事業税所得割 3.65% 5.465% 7.180%	o(東京都) 事業税所得割 3.75% 5.665% 7.480%(東京都)
地方法人特別税 43.2% 廃止	特別法人事業税 37% 創設
市町村民税法人税割 9.7%~12.1%	市町村民税法人税割 6.0%~8.4%

※ 道府県民税の法人税割で、山梨県は資本金の額又は出資金の額が1億円以下で期末の従業者総数が300人 以下の法人は標準税率の1.0%になります。静岡県はすべての法人が標準税率の1.0%になります。

※ 法人事業税(都民税法人税割)について超過課税を適用している都府県の法人は税率が違います。 超過税率は、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県で適用されます。

 令和元年4月1日以後開始する事業年度
 令和元年10月1日以後開始する事業年度

 標準税率
 3.4% 5.1% 6.7%

 神奈川県
 3.638% 5.457% 7.169%

 愛知県
 3.55% 5.319% 6.988%

 上記以外
 3.65% 5.465% 7.180% (東京都含む)

「開始」メニューとシステム設定

「開始」メニューから使用者データの登録からシステムの初期設定を実行します。

法人税確定申告書 ×
データ・ファイル処理
編集データの削除
ファイルへの保存
ファイルから読込
別表16データ読込
前年分データ読込
次年度へ更新処理
パスワードの解除
キャンセル

# ○ 編集データの削除

全ての編集中のデータを一括削除します。

ー括削除したデータは復元ができませんので、データの削除処理の前には「ファイルへの保存」処理でバックアップをしてださい。

# ○ ファイルへの保存

システムに登録してあるデータを、CSV ファイルへの保存処理でバックアップします。

### ○ ファイルから読込

CSV ファイルにバックアップしたデータを、ファイルから読込処理でシステムに復元します。

- ※ 以下の手順で、入力したデータを新しいバージョンのシステムに引き継ぐことができます。
  - 1・「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存して古いシステムを終了します。 (ファイル名は自由につけることができます。)
  - 2・新しいシステムを解凍して、パスワードを解除します。

3・「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを新しいシステムに読み込みます。 「ファイルへの保存」処理の前にシステムを解凍すると、入力したデータは消えますので注意してください。 ≪ご注意≫

エクセルのファイルは、決して堅牢ではありません。ファイルの読込と保存やデータの入力のために破損すること があります。そのためデータの定期的なバックアップをお願いします。

### ○ 別表 16 データ読込

「VBA 法人税減価償却費」で作成した別表 16 の CSV ファイルのデータを読込処理します。

### ○ 前年分データ読込

前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルから法人税申告と地方税申告のデータを読込みます。

### ○ 次年度へ更新処理

当期の法人税申告書のデータから翌期の法人税申告書の開始データを作成します。

### ○ パスワードの解除

編集データの保存とシート印刷には、パスワード(ライセンスキー)の解除が必要です。

# ≪「VBA 法人税確定申告書」システムのバージョンアップとデータの移行について≫

ここでは「VBA 法人税確定申告書」システムのバージョンアップについて説明します。

「VBA 法人税確定申告書」でのデータの CSV ファイルへのバックアップ

- 編集中のファイルのデータを、外部の CSV ファイルに書き出してバックアップします。
- 1. 「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存します。 このシステムのバージョンは、必ず確認をしておいてください。



2. 「名前を付けて保存」から CSV ファイル名は、ユーザーが自由につけることができます。 この例では、「新しいフォルダ」にファイル名「bakup」を付けて「保存」をクリックします。

🚺 名前を付けて保存			×
←      →      ✓      ↑      ✓      ベ      ドキュメント      ・ 新しい	√フォルダ ~ ご	新しいフォルダの検索	م
整理 ▼ 新しいフォルダー			::: • ?
ドキュメント へ 名前	^	更新日時	種類
■ ピクチャ	検索条件に一致する	項目はありません。	
E 277			
🎝 ミュージック			
🟪 ローカル ディスク (C 🗸 🧹			>
ファイル名(N): bakup	3前入力		~
ファイルの種類(T): csv ファイル (*.csv)			~
作成者: soft-j.com	9 <i>7</i> : 5	グの追加	
▲ フォルダーの非表示	"∕-ル(L) ▼	保存(S)	クリック

 「新しいフォルダ」に、ファイル名「bakup.csv」のデータバックアップ用 CSV ファイルが作成されます。 CSV ファイルを保存するフォルダは、どこでもできます。 ファイル名には、作成年月日などバックアップした日時をファイル名として付けておくと管理しやすくなりま

# 「VBA 法人税確定申告書」のダウンロードとパスワード(ライセンスキー)の解除

■ Soft-j.com のダウンロードサイトから最新版ファイルをダウンロードします。

「ファイルへの保存」処理の前にファイルを解凍してシステムを上書きすると、これまで入力したデータはすべて 消えてしまいます。

ファイルを解凍して古いファイル上書きする前には、必ずデータを CSV ファイルにバックアップして下さい。 圧縮ファイルを解凍するフォルダは、現在作業中のフォルダとは別のフォルダのほうが安全です。

お使いの Excel のバージョンにより年月日のデータが和暦から西暦または数値に自動変換されてしまう場合があり ますのでご注意ください。

# ■ システムのパスワード (ライセンスキー) を解除します。

「開始」メニューの「パスワードの解除」から、Soft-j.com またはベクターからメールで送付されたパスワード(ラ イセンスキー)を入力してください。

パスワード(ライセンスキー)は、使用される年度により違いますのでご注意ください。



入力したパスワード(ライセンスキー)正しい場合は、システムのすべての機能が利用できるようになります。



# 「VBA 法人税確定申告書」での CSV ファイルからのデータの復元

■ CSV ファイルに保存した、給与と賞与および年末調整用データを新しいシステムに読込んで復元します。

1・新しいシステムの「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読み込みます。 新しいシステムのバージョンから、システムファイルの更新を確認してください。



「ファイルを開く」から CSV ファイルを選択してファイルを開きます。
 必ず最初の処理で作成した CSV ファイルを指定して「開く」をクリックしてください。
 これで CSV ファイルからデータの読込が完了しました。

▼ ファイルを開く	×
← → 、 ↑ 🔜 « ドキュメント > 新しいフォルダ v ひ	新しいフォルダの検索
整理 ▼ 新しいフォルダー	E - II ?
<ul> <li>↓ ダウンロード</li> <li>▲ デスクトップ</li> <li>※ ドキュメント</li> <li>※ ビクチャ</li> <li>※ ビグチャ</li> <li>※ ビデオ</li> <li>▲ ショージック</li> <li>※ ローカル ディスク (C</li> <li>▲ ネットワーク</li> </ul>	
ファイル名(N): bakup.csv 〜 ツール(L) マ	csv ファイル (*.csv) ~ 開く(O) クリック

# 前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルとのデータ連動の手順について





「VBA 法人税確定申告書」の前年版のファイルと本年版ファイルを連動してデータを移行します。

データの移行処理を実行するには、前年版の「VBA 法 人税確定申告書」ファイルと本年版の「VBA 法人税確 定申告書」ファイルを同じフォルダにおいて本年版の 「VBA 法人税確定申告書」ファイルを開いてください。

本年版の「VBA 法人税確定申告書」の「開始」メニュ ーから「前年分データ読込」ボタンをクリックすると自 動的に前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルか らデータを転送します。

この処理を実行すると、前年分と本年分のデータはまったく同じ状態になっています。

# ≪データ移行についてのご注意≫

「VBA 法人税確定申告書」の Excel のカレントフォルダにあると、Excel は同じフォルダにあるファイルではなく てカレントフォルダのファイルからデータの移行を実行してしまいます。

Excel のオプション	? ×
基本設定	「 ブックの保存について指定します。
数式	
データ	ブックの保存
文章校正	ファイルの保存形式(E): Excel ブック (*.xlsx) ▼
保存	✓ 次の間隔で自動回復用データを保存する(A): 10 ↓ 分ごと(M)
H	√ 保存しないで終了する場合、最後に自動回復されたバージョンを残す(U)
詳細設定	自動回復用ファイルの場所( <u>R</u> ): C:¥Users¥AppData¥Roaming¥Microsoft¥Excel¥
リボンのユーザー設定	□ ファイルを開いたり保存したりするときに Backstage を表示しない( <u>S</u> )
クイック アクヤス ツール バー	✓ サインインが必要な場合でも、その他の保存場所を表示する(S)
75.42	□ 既定でコンピューターに保存する(C)
	既定のローカル ファイルの保存場所(I):
ゼキュリティゼンター	個人用テンプレートの既定の場所(工):
	✓ カンマ区切りファイル (*.csv) を編集するときにデータ損失の警告を表示する
	OK         キャンセル

Excel のカレントフォルダは、 「Excel のオプション」の「保存」 の「既定のローカルファイルの保 存場所」です。

このフォルダに ZIP ファイルを 解凍後の空の前年版の「VBA 法 人税確定申告書」ファイルがある と、このファイルに対してデータ 処理を実行しますので、データの 移行が正常にできません。

Excel は最初にこのフォルダから 下のファイルを検索して開きま す。 「開始」メニューで前年分のファイルから本年分のファイルへデータを移行する手順について



# ○ 事業年度の更新処理を実行する

「開始」メニューの「次年度へ更新処理」で新しい年度 のデータを作成します。

事業年度の更新処理	×
更新前の事業年度	
雨新後の事業在度	
令和03年 4月1日から令和04年 3月31日 ▼	
自 R3.04.01 至 R4.03.31	
事業年度の更新処理を実行します。編集中 <u>のデ</u> ー	
タをすべて削除します。必要なテータは「開始」 メニューの「ファイルへの保存」でCSVファイル に保存してください	
	,

「次年度への更新処理」を実行した場合は、別表7の繰 越損失に注意してください。

損失が発生した事業年度により繰り越すことのできる のが9年と10年の場合があります。 平成30年4月1日以後開始事業年度から欠損金の繰越 期間は10年になっています。

詳しくは国税庁ホームページを参考にしてください。 https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5762.htm

### ≪ご注意≫

別表 7(1) の一番上(下から 10 年目)の損失金額は、 本年度が最後になり翌年には繰り越すことのできない 損失額になります。

このため別表 7(1)の入力フォームの最下行は入力で きないようになっています。最下行に損失金額が入力で きて 10年間の繰越控除ができるのは令和 09年4月1 日以後に開始する事業年度からになります。

# ○ 前年の「ファイルへの保存」と本年の「ファイルから読込」を利用してもデータの移行ができます。

前年のデータを「ファイルの保存」メニューで CSV ファイルに保存してから、その CSV ファイルのデータを本年 分の「ファイルから読込」メニューでシステムに復元することもできます。

- 1) 前年の「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルに書き出します。 (CSV ファイル名は自由に付けることができます。)
- 1)本年の「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読込みます。 この処理を実行すると、前年と本年のデータはまったく同じ状態になっています。
- 3)本年の「開始」メニューの「次年度へ更新処理」で新しい年度のデータを作成します。

法人税確定申告書 🛛 🗙 🗙		
データ・ファイル処理		
編集データの削除		
ファイルへの保存		
ファイルから読込		
別表16データ読込		
前年分データ読込		
次年度へ更新処理		
パスワードの解除		
キャンセル		

「編集」メニューと入力用フォーム

「編集」のメニュー

法人税確定申告書 🛛 🗙 🗙
データの編集
法人税確定申告書 別表1から15
引当金・減価償却 別表11 と16
適用額明細書 (租税特別措置法)
地方税確定申告書 第6から22号
キャンセル

○「法人税確定申告書 別表1から15」のメニュー

法人税確定申告書			×
データの編集			
法人名・事業年度等	別表1(1)	所得税額の控除	別表6(1)
株式・同族会社の判定	別表2	外国税額の控除	別表6(2)
留保金額の税額計算	別表3(1)	欠損金の損金算入	別表7(1)
所得の金額の計算	別表4	受取配当の益金不算入	別表8(1)
利益積立金額の計算	別表5(1)	外国配当の益金不算入	別表8(2)
租税公課の納付状況	別表5(2)	寄附金の損金算入	別表14(2)
法人税額の特別控除等の	の計算明細	交際費の損金算入	別表15
検算式のチェック	別表5(1)	データ入力の終	۶J

○「引当金・減価償却 別表 11 と 16」のメニュー



〇「法人事業税・特別法人事業税、法人都道県民税・法人市区町村民税」のメニュー

法人地方税申告書 🗙 🗙
データの編集
法人名等と適用税率のデータ
所得金額・法人税額のデータ
均等割額の明細書(東京都)
課税標準の分割計算のデータ
欠損金・損失金の控除明細書
データ入力の終了

# ■ 別表一 各事業年度の所得に係る申告書-内国法人分

別表1 法人名 • 夢樂年度データの登録	×
「法人名・代表者氏名」事業年度・申告区分 法人税の修正申告 還付する金融機関	
納税地	
<b>電話番号</b>	
7177	
法人名	
フリガナ	
代责者氏名	
代表者住所	
経理責任者	
事業種目	
整理番号	
提出 <u>年月日</u> 業種目	
所轄税務署 概況書	
法人醫号	
マ 法人番号を申告書に印刷します。	
非中小法人等となる法人は別表3(1)から特定同 族会社の留保金額の税額計算データを入力しま す 廃港会額200万円以下の法人都の数法形式の	
の繰越控除限度額は所得の金額の50%になりま	
小法人等 (資本金の額が5億円以上の1社又は複数の大法人と完全支配関係にある100%子	
	1
<u> </u>	

別表1法人名・事業年度データの登録		×
法人名・代表者氏名 事業年度・申告区分 法人税の修正	修正申告 還付する金融機関	
申告の区分 確定申告	•	
事業年度 令和03年 4月	4月1日から令和04年 3月31日 ▼ 年月日データは R03.03.31のように入力	
事業年度 自 R3.04.01	至 R4.03.31  ○ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度 (今和02年9月決算・新設・事業年度小型	
中間申告の計算期間		-
計算期間の月数 12 -	令和元年10月1日以後に開始する事業年度(令和02年4月決算 法人)より地方法人税が4.4%から10.3%に改正されます。さ 人税事業税は税率が改正されて特別法人事業税が創設されま 平成30年4月1日以後に開始する事業年度(平成30年4月まれ	£
期末現在の資本の金額又は出資 余類	法人)より法人授率が23.2%になっています。 「期末現在の資本の金額又は出資金額」は必ず入力してくだ	
中間申告の法人税	さい。資本金1億円超の大法人には対応していません。	
	中間申告分の法人税額と法人地方税額は別表5(2)から入力し	ŧ
中间中音の地方法入伐		
決算確定の日		
翌年 送付 □ 別表等の翌年送付が必要	茶付書類 「貸借対照表 」 損益計算書	
書面 提出 「 適用額明細書の提出有	□ 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分 素	
□ 税理士法第30条の書面提出有	□ 勘定科目内訳明細書 □ 事業概況書	
□ 税理士法第33条の2の書面提出有	□ 組織再編成に係る契約書等の写し	
	□ 組織再編成に係る移転資産等の明緒書	
	0 K +++>	セル

申告する会社の法人名、代表者、住所、経理責任者など の基礎情報を入力します。

「株式会社」と「有限会社」の場合は「普通法人、一般 社団法人等、人格のない社団等」にチェックを付けます。

資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の1社又は複数の法人等の100%子法人のために「非中小法人等」に該当する法人は、「非中小法人等の区分」にチェックを付けます

# 平成28年1月1日以後に開始する事業年度より法人番号の記載が必要になりました。

別表4で算出された課税標準である所得金額に法人税 法の税率を乗じて法人税額を計算します。

① 期末資本金額1億円以下の法人(中小企業者等)

- ・所得金額 800 万円以下の部分 15%
- ・所得金額 800 万円超の部分 23.2%
- ② 期末資本金額1億円超の法人等 所得金額の23.2%

令和元年10月1日以後に開始する事業年度(令和2年 9月30日決算)より地方法人税の税率が4.4%から 10.3%に改正されました。

別表1法人名•事業年度データの登録 >	k -
法人名・代表者氏名 事業年度・申告区分 運付する金融機関	
運付を受けようとする金融期間等	Ш
<b></b>	Ш
支店名	Ш
預金編獎	Ш
口应语号	Ш
郵便局名	Ш
貯金番号	Ш
	Ш
	Ш
	Ш
	Ш
	Ш
	Ш
	Ш
	Ш
	Ш
	Ш
	1
○ K _ キャンセル	1
	-

源泉徴収された所得税額や中間納付した法人税額が還 付となる場合に、還付先の金融機関を入力します。

この他に 「別表1(2) 各連結事業年度の連結所得に係る申告 書」と 「別表1(3) 各事業年度の所得に係る申告書-外国 法人分」があります。

# 別表二 同族会社等の判定に関する明細書

族会社·特定	自己族会社の利定   株主氏	名・株式数の明細				
「朝末現	在の発行清株式の総 出資の総額	0				
上位3 資の金	3 順位の株式数又は出 額	0	特定	その他の株主等の上位1順 位の株式数又は出資の金額	0	
● 株式数	(等による判定 %	0.0	同族	株式数等による判定 %	0.0	
期末現	[在の議決権の総数	0	冠の			
上位 3	8順位の議決権の数	0	前定	その他の株主等の上位1順 位の講決権の数	0	
議決権	きの数による判定 %	0.0		議決権の数による判定 %	0.0	
期末現	【在の社員の総数	0				
社員の 該関係	3人以下及びこれらの同 者の合計人数のうち最も	0		その他の株主等の社員の1人及 びその同族関係者の合計人数の	0	
社員の	)数による判定 %	0.0		社員の数による判定 %	0.0	
同族会	社の判定割合	0.0		特定同族会社の判定割合	0.0	
	同族会社・1 必ずデェッ	特定同族会社の判定 クして下さい。	iz lat	<ul> <li>同族会社・特定同族会社の判定 −</li> <li>○特定同族会社</li> <li>○同族会社</li> <li>○同族会社</li> <li>○同族会社</li> </ul>		
				L		

別	表2 国	司族会	社・特定同族会社の判定						×
F	司族会	会社・特	定同族会社の判定「株主氏名・株式数の時齢	<u>[]</u>					1
	順位	٤	住所又は所在地	氏名又は法人名	判定基準	株式数又は出う	町の金額等		
	株式	議決			主との続	破支配会社でない	、法人株主等	その他の株主等	
	数	権				株式敬又は出資 の金額	議決権の数	株式動又は出資 の金額	議決権の数
	1	0			本人 🔹	0	0	0	0
	0	0			-	0	0	0	0
	0	0			-	0	0	0	0
	0	0			•	0	0	0	0
	0	0			•	0	0	0	0
	0	0			-	0	0	0	0
	0	0			•	0	0	0	0
	0	0			-	0	0	0	0
	0	0			•	0	0	0	0
	0	0			•	0	0	0	0
	0	0			•	0	0	0	0
	0	0			-	0	0	0	0
	0	0			•	0	0	0	0
							0	n 4	** 221

法人が「同族会社」に該当するかどうか、「特定同族会 社」に該当するかどうかの判定を行う明細書です。

この明細書の判定により、「特定同族会社」に該当する場合には留保金課税などが適用されます。

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人は、「特 定同族会社」には該当しません。

「期末現在の発行済株式数又は出資金額」は、出資金額 は金額を入力しますが、発行済株式数は株式数を入力し てください。

「判定基準となる株主等の株式数等の明細」は、「順位」 「住所」「氏名」「続柄」などを入力します。株主の1人 及び同族関係者の所有する株式数又は出資金額の合計 が最も多い株主グループを3グループまで記載します。 自己株式の場合はその判定に含まれません。

「特定同族会社」とはその会社の発行済株式数等の 50%超を1株主グループ以下の株主が所有する法人で す。

# 別表四所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

9,885,300	留保 6,385,300	社外流出 配当	3,500,000	
9,885,300	6,385,300	配当	3,500,000	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		その他	0	
		JI		
期欠損の場合はマイナス	をつけて入力します。			
税充当金	1 719 000			
	1,718,800			
得金額の再計算に時間が	「かかる場合があります	"。しばらくお待ち下る	š∨`₀	

この明細書は、損益計算書に掲げた当期(純)利益の額 又は当期(純)損失の額を基として、申告調整により税 務計算上の所得金額もしくは欠損金額又は留保金額を 計算するために使用します。

最初に「当期利益又は当期欠損の額」欄に、損益計算書 上の当期利益(または損失)金額を入力します。 当期利益金額の処分内容を、「配当」「その他」に区分し て入力します。

別表四 加算する金額の入力

「加算」と「減算」の入力欄では、当期利益に対する調 整金額を「留保」と「社外流出」に分けて入力します。

法人税、地方税や事業税は「納税充当金」として所得金 額から差し引いてから計算します。

別表四 減算する金額を入力します。

講金経理をした法人税・地方法人税(附帯税除く) 調金経理をした法月税、欠け帯税除く) 調金経理をした道育県民税及び市町村民税 調金経理をした納税充当金 引、718,800 引金経理をした付帯税、加算金、延滞金、及び過窓税 御価値かの領却超過額 0 0 0 定端農等の損金不算入額 0 0 0 (第例引当金福入原度超過額 1 20,000 0 (第例引当金福入原度超過額 1 20,000 0 (第例引当金福入原度超過額 1 20,000 0 (1 0 0 0 (1 0 0		2012	総額	留保		社外流出	
	損金経理をした法人税・地方法人税(附帯税除く)	ור	893,700	8	393,700		-
振金経理をした納税充当金 第金経理をした納税充当金 第金経理をした付帯税、加算金、延滞金、及び過窓税 な価値部の値部超過額 (2) 日本第入額 (2) 日本第入 (2) 日本第入 (	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	٦ŕ	159,000	1	59,000		
構金経理をした付帯税、加算金、延滞金、及び通数模 画面質却の質却超過額 20 単分の損金不算入額 20 単分の損金不算入額 20 単分の損金不算入額 20 120,000 20 単分の損金不算入額 20 120,000 20 1	損金経理をした納税充当金	٦٢	1,718,800	1,7	18,800		
編価償却の償却超過額 0 0   防損益子の損金不算入額 0 0   空際異等の損金不算入額 0 0   空際異等の損金不算入額 0 0   (120,000) 120,000 0   (120,000) 120,000 0   (120,000) 0 0 <	損金経理をした付帯税、加算金、延滞金、及び過怠税		0			0	
使用結子の損金不算入額         0         <	滅価償却の償却超過額		0		0		
交換費等の損金不算入額 (例7)自金得入限度結過額 (別7)自金得入限度結過額 ・ 120,000 (120,000	役員給与の損金不算入額		0			0	
算例引告金編入陳度編通額     120,000     120,000     0       120,000     120,000     0       120,000     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0       100     0     0	交際費等の損金不算入額		0		0	0	
■     0     0     0       ■     0     0     0       ■     0     0     0       ■     0     0     0       ■     0     0     0       ■     0     0     0       ■     0     0     0       ■     0     0     0       ■     0     0     0       ■     0     0     0       ■     0     0     0       ■     0     0     0       ■     0     0     0       ■     0     0     0	資倒引当金繰入限度超過額	] [	120,000	1	20,000	0	
→     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0		][	0		0	0	
→     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0       →     0     0     0	<u> </u>	][	0		0	0	
→     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0		][	0		0	0	
Image: state		][	0		0	0	
✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0		][	0		0	0	
✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0       ✓     0     0     0		][	0		0	0	
□     0     0     0       □     0     0     0       □     0     0     0       □     0     0     0       □     0     0     0       □     0     0     0			0		0	0	
□     0     0     0       □     0     0     0       □     0     0     0       □     0     0     0       □     0     0     0		] [	0		0	0	
●         0         0         0         0           ●         0         0         0         0         0           Ø <sup>3</sup> 2,891,500         2,891,500         0         0			0		0	0	
Image: Constraint of the state of			0		0	0	
小計 2,891,500 2,891,500 0			0		0	0	į.
, , , , ,	小計		2,891,500	2,8	3 <mark>91,500</mark>	0	

別表4 所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)のデータ入力

別表4 所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)のデータ入力	AND THE A			>
当期利益又は当期欠損の額 加算する金額の内訳(滅算する金額の	内訳 寄附金·所得和 総額	说·欠損金の控除額  留保	社外流出	
滅価償却超過額の当期認容額	0	0		-
納税充当金から支出した事業税等の金額	642,900	642,900		
受取配当等の益金不算入額(別表八「14」又は「29」)	450,869		450,869	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別 表8(二)[13])	0		0	
愛贈益の益金不算入額				
連格現物分配に係る益金不算入額				
法人税等の中間納付額及び誤過納に係る還付金額	0	0		
所得税額等及び欠損金の緯戻しによる還付金額等	0	0	0	
貸倒引当金当期認容額    ▼	125,000	125,000	0	
·	0	0	0	
•	0	0	0	
•	0	0	0	
	0	0	0	
	0	0	0	
·	0	0	0	
	0	0	0	
•	0	0	0	
	0	0	0	
	0	0	0	-
小計	1,218,769	767,900	450,869	
		P	( #+ンセ	:n

### 別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

租税公課の納付状況等に関する明細書

0

Π

0

Π

Π

0

0

893,700

O K

Π

0

Π

750.700

74.700

Π

Π

Π

3,100,000

1,718,800

キャンセル

0

Π

0

0

0

Π

0

0

地方法人税は平成26年10月1日以後に開始する事業年度 (平成27年9月決算の法人)より課税されます。

取 そ 損金算入のもの 前 の 顔 他 損金不算入のもの

仮払税金償却

取崩額の計

期末納税充当金

0

0

157,000

0

Π

Π

0

Π

0

0

1,986,000

区分		期首現在 利益積立金額	当期中の滅	当期中の増	翌期首現在 利益積立金額	
利益準備金		1,256,500	0	350,000	1,606,500	-
別途積立金		6,500,000	0	2,000,000	8,500,000	
資倒引当金	-	125,000	125,000	120,000	120,000	
	-	0	0	0	0	
	-	0	0	0	0	
	-	0	0	0	0	
	-	0	0	0	0	
	-	0	0	0	0	
	-	0	0	0	0	-
	-	0	0	0	0	
	-	0	0	0	0	
		0	U	0	0	
		0	0	0	0	
十 向 理 (4) 十 ( 46		0				++ 88 24 (++1
本収速内法入税	-	0	0	0	0	朝が還付し
本収速り御道府奈氏院	-			0	0	未収還付え
小松進口中可作成況	-					分じます。
*检测 ====================================		3,100,000	852,650	4,887,950	4,887,950	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, .,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1 1,.10,000	1,,,10,000	

[法入税・地方法入税]|道府県民税||市町村民税||事業税・地方特別税||その他指金算入||その他指金不算入|

0

Π

0

0

3,100,000

1,718,800

2,457,100

642,900

893,700

804 300

77,000

■ 別表五(二)

H27.10.01

H28.09.30

地方法人税 中間

地方法人税 確定

当期由間分

当期確定分

期首納税充当金

. 繰入額の計

取法人税额等 前 額 事業 超

前々期

前期分

税目及び納付年度 期首現在未納税 当期発生額

年月日データはH28.12.31のように入力します。

↓ 緑 損金の額に算入した納税充当金 入 額

1,986,000

0

0

0

当期確定分の法人税・地方法人税、事業税・地方法人特別税、法人都道府県民税、 法人市町村民税を「損金の額に算入した納税充当金」として計上するには合計額を 法は主力・現代を、

0

157,000

会計上の利益剰余金をもとに、法人税法の調整を行って 利益積立金額が算出されます。

前事業年度の申告資料から「期首現在利益積立金額」を 入力します。

最初に前事業年度の「差引翌期首現在利益積立金額」の 金額をそのまま入力します。

「当期中の増減」を入力すると「差引翌期首現在利益積 立金額」が計算されます。

この明細書は、利益積立金額の計算上控除する法人税 等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の 積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用 します。

法人税・住民税・事業税等の納付状況を事業年度ごとに 入力します。

地方法人税は平成26年10月1日以後に開始する事業 年度(平成27年9月30日決算法人)より課税されま す。

税公課の納付状況等に関する明細書のデータ入り 法人税・地方法人税 | 道 府 県 民 税 | 市 町 村 民 税 [事業税・地方特別税] その他 損金算入 | その他 損金不算入 | 税目及び納付年度 期首現在未納税 当期発生額 応当金取り崩し 仮払い経理によ 損金経理による 期末現在未納税 による納付 る納付 納付 前々期 0 0 0 0 0 0 0 0 前 分 H27.10.01 n 842 900 Π 842 900 Π 0 Π 0 Π Π Π 当期中間分

取 そ 損金算入のもの 崩 の 額 他 損金不算入のもの 期首納税充当金 3.100.000 繰 損金の額に算入した納税充当金 入 1,718,800 0 Π 0 , 仮払税金償却 繰入額の計 1,718,800 取崩額の計 法 人税額等 取崩韜 2,457,100 3,100,000 本 嶪 税 期末納税充当金 642,900 当期確定分の法人税・地方法人税、事業税・地方法人特別税、法人都道府県民税、 法人市町村民税を「損金の額に算入した納税充当金」として計上するには合計額を 店様入力して下さい。 OK キャンセル

納付に関する経理処理は「充当金取崩しによるもの」「仮 払経理によるもの|「損金経理によるもの」があり該当 欄に入力します。

納税充当金により繰入・取崩しの場合には「納税充当金 の計算」欄に入力します。

· Table Cold Provide Store (Block v 5 Octomer -)							
7111997238027至2813-230388音	収入金額	課される所得税 類	控除を受ける所 温料麺				
公社債及び預貯金の利子、合同運 用信託、公社債投資信託等の収益	0	0		0 公社	債の利子 入力して	と預貯金下さい。	の利子は
剰余金の配当・利益の配当・剰余 金の分配(みなし配当除く)	0	0		D			
集団投資信託の収益の分配	0	0	(	D			
割引債の償還差益	0	0	-	D			
その他	0	0	(	D			
	0	0	-	D			
<ul> <li>個 別 法 による 場 台   銘柄別簡便法に</li> <li>区 分   銘柄</li> </ul>	よる場合 その他の指	部を受ける所得税額( 回文 金額	かり時間   「新行星和校会」	「寛具」	うちテ	所有餌	构金所得料器
		100 Calc of			太所省	簡劃答	ALCONTEST DO DE
		0	0	0	0	0.000	0
•		0	0	0	0	0.000	0
•		0	0	0	0	0.000	0
<b>•</b>		0	0	0	0	0.000	0
		0	0	0	0	0.000	0
年月日データはH28.12.30のようにフ	力します。				c	K	キャンセル

法人が支払いを受ける利子や配当等につき源泉徴収さ れた所得税額を当期の法人税から控除する場合に使用 します。

平成28年1月から「利益の配当及び剰余金の分配又は 証券投資信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税 額の計算」の控除額の計算方法には「個別法」と「銘柄 別簡便法」があり有利な方法を選択することができます。

「個別法による場合」は利子配当等の種類、銘柄、元本 の所有期間の異なるごとに区分して個別に計算します。 「銘柄別簡便法による場合」は 区分ごとに属する元本 の全てに簡便法を適用し計算します。

# ■ 別表七(一)欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書

別表7 欠損金又は災害損失金の損金算入に関する	明細書	
欠損金又は災害による欠損金 災害により生し	た損失の額	,
控除前所得金額 別表4「39の①」	11,227,077 欠損金の繰越控除限度額	の計算をする
所得金額控除限度額 65%または60%	11,227,077 資本金の額が1億円超の法人 円以上の大法人又は複数の	又は非中小法人等(資本金の額が5億 大法人の100%子法人)は欠損金の繰
年月日データはH30.12.31のよ うに入力します。	超控制限度額の計算をしま 控除限度額はH27.4.1以後開始事業年度は65% 60%、H29.4.1以後開始する事業年度は55%、 相当額(大法人のみ)です。	す。 、H28.4.1以後開始事業年度は H30.4.1以後開始事業年度は50%
事業年度 自 至	区分	控除未済欠損金
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	0
H24.01.01 H24.12.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	1,400,000
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	0
	合 計	1,400,000
平成20年4月1日以後終了した事業年度より ます。平成30年4月1日以後に終了した事業 して控除できます。	生じた欠損金額から9年間繰越して接強でき 年度より生じた欠損金額から10年間繰り越	O K キャンセル

法人が青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額のうち、所得金額が生じた事業年度においてその欠損 金額を控除します。欠損金額の繰越控除を受ける場合に は、申告する事業年度以前の欠損金額を入力します。

「事業年度」に欠損金の生じた事業年度を「控除未済欠 損金」にその事業年度の欠損金額を入力します。

控除する要件

・欠損金額が生じた事業年度が青色申告で、その後連続 して確定申告書の提出を行っていること

・その事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年 度の欠損金額であること(平成 30 年 4 月 1 日以後終了 した事業年度に生じた欠損金額については 10 年)

・控除金額は古い事業年度のものから控除し当期の所 得金額が限度となる。

人名又は銘柄本店の所在地	計算期間	保有割合受	取配当等の額 う <sup>1</sup>	ら益金算入金	益金不算入金額
		0.000	0	0	(
		0.000	0	0	(
		0,000	0	0	
		0,000	0	0	
		0.000	0	0	(
			0	0	
進広人味大等の受助配当とは株大等の保有新合か3分が す。 合第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算を 額にませる利くなった。	91超で100%未 :適用	<満の法人からの 配当等の額の合き	紀当 至金々見入 負債利子を 額の4%	割音は100%に2 空除することが	2ります。 できます。 0
進歩入株式等の受取配当とは株式等の保有素合か3分が す。 「令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算を 期に支払う利子等の額	91超で100%オ ;適用 0	、満の法人からの 記当等の額の合計 当期に支払う利子	<ul> <li>記当 登金へ見入 負債利子を</li> <li>計額の4%</li> <li>一等の額の10%</li> </ul>	angrat100%acz 物論することが	2ります。 できます。 0 0
進法人株大等の受加配当とは株大等の保有制合が3分6 「 今第19条第2項の規定による支払利于控除額の計算を 現に支払う利子等の額 列支配株主等に係る負貨の利子等の 全不算人類。文契約、対象施支払利子等の損	·適用 0 0	・満の法人からの の 記当等の額の合き 当期に支払う利う その事業年度に 得 その事業年度に 得 その事業年度に 得 た の 事業年度に 得 た の 事業 年度に 得 た の 事 の 事 の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま	記当 葺堂小具人 負債利子を: #創の4% *等の額の10% な支払利子等の額の かご愛けなける問題 の金額である場合に の額の合計額の10%	8)音は100%に7 常能することが 2)合計額の10%に 並込人株式等にし く、関連法人務 6とすることが	20ます。 できます。 0 0 に相当する金額が 係る足当等の額の 転式等から控除す。 できます。
進法人株式等の受助配当とは株式等の保有物合か3分が ・ ・ ・ ・ な 第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算を 期に支払う利子等の領 の 支払株主等に係る負債の利子等の 、 な 、 気和 、 、 の 、 、 、 の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		(満の広人からの) 配当等の額の合き 当期に支払う利子 その事業年度に着 その事業年度に対応 その事業年度に対応 の事業年度に対応 できま なした。	記当 貢貸利子を 計劃の4% (本文の額の10% (法支払利子等の額の かいて受けるける時間の のの額の合計預の10% (第2によるな場合に のの額の合計預の10% (第2によるな場合に 第3の名計預の10% (第2によるな場合に 第3の名計 第3の名 第3の名計 第3の名 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	副音は100%にス 旅録することが 2合計額の10%に 超法人株式等に対 6とすることが 控除額の計算力 計算額の4%を多	なります。 でできます。 0 0 に相当する金額が 気気発から歴続す できます。 いい適用の場合に いい適用の場合に た

■ 別表八(一)受取配当の益金不算入に関する明細書

法人が内国法人から受けた配当等について、税額の調整 計算をします。

受取配当等の益金不算入に対応する配当等を、「完全子 法人株式等」「関連法人株式等」「その他の株式等」「非 支配目的株式等」に区分して入力します。

関連法人配当等の金額から控除される支払利子等のデ ータを入力します。

# 別表十四(二)寄付金の損金算入に関する明細書

別表14(2) 寄附金の損金算入に関する明細書			×
[公益法人以外の法人]]公益法人等]			
指定寄附金	0		
陸安公共備進法」に対すス素的会			
THE REPORT OF THE	U		
その他の寄附金 3	00,000		
寄附金の内国外関連者への寄附金額	0		
	U		
指定寄附金等に関する明細   特定公益増進法人な	どに対する寄附金   その他の寄附金のうち	5特定公益信託1ご付する支出金	
寄附した日寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額
			0
			0
			0
年月日データはH28.12.31のように入力します。			
		0.17	
		K	

# ■ 別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書

表15 交際費等の損金算入に関する明	細書								
科目	支出額	交際費等から控除 される額	交際費等の額	うち接待飲食費の 額					
交際費	2,645,000	0	2,645,000						
販売促進費 ▼	240,000	0	240,000						
•	0	0	0						
•	0	0	0						
•	0	0	0						
•	0	0	0						
	0	0	0						
	0	0	0						
•	0	0	0						
•	0	0	0						
•	0	0	0						
	2,885,000	0	2,885,000						
108.4、1以後に開始する事業年度では定期絶好機度額は300万円で定期控除機度額に違 するまでの金額の損金不算入額は0円になります。 108.4、1以後に終了する事業年度では定期控除機度額は300万円で定期控除機度額は違 力用と獲得成業質の額の50%のうちどちるが再相な計算を選択することができます。 資本金1個円結の法人と非中小法人等は定期控除機度額の計算はできますと。 (資本金が機便可以上の1社又は複款の大法人と完全支配関係にある1000子法人)									
				OK #	ャンセル				

交際費等の額は、原則として法人税法上損金の額に算入 されないため、交際費等の調整が必要となります。 「支出交際費等の額の明細」に法人税法で規定されてい る交際費等を入力します。 他の勘定科目でも税法上交際費に該当する場合には、そ の科目名と金額を入力します。

- 期末資本金額が1億円以下の法人の場合 定額控除限度額が年800万円に拡大される定額控除 限度額に達するまでの金額の損金不算入額が0円と されました。
- ② 期末資本金額が1億円を超える法人の場合 支出した交際費等の額=交際費等の損金不算入額

# ■ 交際費の計算

交際費等とは、交際費・接待費・機密費その他の費用で、法人がその得意先・仕入先その他事業に関係のある者等 に対して 接待・供応・慰安・贈答(お中元・お歳暮)その他これらに類するもののために支出するものをいいます。 交際費と区分されていない経費に福利厚生費・広告宣伝費・会議費・売上割戻・寄附金などがあります。

### 交際費等の範囲

飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する 接待等のために支出するものを除く。)であって、その飲食等のために要する費用として支出する金額をその飲食 等に参加した者の数で除して計算した金額が5,000円以下となる費用が交際費等から除かれます。

この規定の適用受けるためには、次の事項を記載した書類の保存が必要です。

- 飲食のあった年月日
- ・参加した得意先等事業に関係ある者の氏名又は名称及びその関係
- ・飲食に参加した者の数
- ・その費用の金額、飲食店などの名称及び所在地
- ・その他参考となる事項

# ■ 別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

別表16(1) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 ×										
「城市	資却這	(産)  備考欄データ								
(日)	<b>定額</b>	ま又は定額法	1	2	3	4	5			
資)	童の種	重類	建物 👻	建物 👻	無形償却資産▼	•	-	-		
躀:	即資調	その構造								
躀;	印流	産の細目	事務所	倉庫	特許権					
<b>I</b> R	- 非年り	18	H18.05.23	H24.09.12	H19.04.13					
事	靴の月	目に供した年月	H18.05	H24.09	H19.04					
而打	<b>羽年</b> 3	ķ.	34	17	8	0	0			
臔	取得	価額又は製作価額	42,580,000	20,872,000	3,000,000	0	0			
価額	圧新	記帳の積立金計上額	0	0	0	0	0			
	差す	取得価額	42,580,000	20,872,000	3,000,000	0	0			
简	期末	現在帳簿記載価額	30,231,040	20,153,656	750,000	0	0			
「上部	期末	現在の積立金の額	0	0	0	0	0			
金額	積立	金の期中取崩額	0	0	0	0	0			
	差す	「帳簿記載金額	30,231,040	20,153,656	750,000	0	0			
	損金	計上当期價却額	1,149,120	718,344	375,000	0	0			
	前其	操越償却超過額	0	0	0	0	0			
	伯力	「額計算の基礎となる金	31,380,160	20,872,000	1,125,000	0	0			
뉵	平成	残存価額	4,256,000	0	0	0	0			
朝分	19 年	差引取得価額×5%	2,128,000	0	0	0	0			
の普	3 月	償却額計算の基礎金額	38,304,000	0	3,000,000	0	0	-		
1	前買へ 次買へ 前後のページに移動します。									
滅価(自動)	戦却割 十算に	(又は合計額の入力ができ は対応していません。	ます。滅価償却壊死	ש	データクリア	保存	キャンセ	n		

この明細書は、減価償却資産について旧定額法又は定額法により償却額を計算する場合に使用します。

この明細書は、種類等及び耐用年数の異なるごとに別行 (当期の中途で事業の用に供したものについても別行 とします。)に記載し、その種類等及び耐用年数の同じ 資産については、その合計額により記載します。 特別償却の適用を受ける資産は、他の資産と区分して別 行に記載します。

# ■ 別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

1次10(2) 旧た中法スはた中法による派遣資料其建の資料額の計算に的9 GPM機管 ス										
timi	(資却資産) 備考欄データ									
旧)	定率法又は定率法	1	2	3	4	5				
資産	産の種類	建物付属設備 🗸	建物付属設備▼	建物付属設備▼	車両運搬具 👻	車両運搬具 👻	-			
償ま	却資産の構造									
賞ま	却資産の編目	電気設備	給排水設備	エレベータ	乗用車	商用車				
取得	得年月日	H18.04.12	H18.04.12	H23.09.04	H22.07.12	H24.12.09				
事業	業の用に供した年月	H18.04	H18.04	H23.09	H22.07	H24.12				
耐用	用年数	15	15	15	6	6				
取得	取得価額又は製作価額	10,780,000	6,234,000	7,894,000	5,560,000	2,458,000				
画箱	圧縮記帳の積立金計上額	0	0	0	0	0	-			
	差引取得価額	10,780,000	6,234,000	7,894,000	5,560,000	2,458,000				
首印	期末現在帳簿記載価額	3,197,583	1,707,777	6,154,611	848,098	2,185,162				
はお日辺	期末現在の積立金の額	0	0	0	0	0				
金額	積立金の期中取崩額	0	0	0	0	0				
	差引帳簿記載金額	3,197,583	1,707,777	6,154,611	848,098	2,185,182				
	損金計上当期償却額	529,203	282,639	1,233,877	606,615	272,838				
	前期繰越償却超過額	0	0	0	0	0				
	前期繰越償却不足額	0	0	0	0	0				
	償却額計算の基礎となる金 顕	3,726,786	1,990,416	7,388,488	1,454,713	2,458,000				
当	平 差引取得価額×5%	539,000	311,700	0	0	0				
朝分	19 償却率 年	0.142	0.142	0.000	0.000	0.000				
Ŕ	前頁へ 次頁へ 前後の・	ページに移動しま	す。							
面们 助言	償却額(又は合計額)の入力ができ 計算には対応していません。	ます。滅価償却額	ש	データクリア	保存	キャンセ	n			

この明細書は、減価償却資産について旧定率法又は定率法により償却額を計算する場合に使用します。

この明細書は、種類等及び耐用年数の異なるごとに別行 (当期の中途で事業の用に供したものについても別行 とします。)に記載し、その種類等及び耐用年数の同じ 資産については、その合計額により記載します。 特別償却の適用を受ける資産は、他の資産と区分して別 行に記載します。

# ■ 別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例に関する明細書

						•
【雇の種類	<u>•</u>	-	-	-	-	
<b>韩</b> 造						
f f						
事業の用に供した年月						
双得価額又は製作価額						
E縮記帳積立金計上額						
記載定帳簿価額						
電の種類	•	•	•	•	•	
青 造						
1 E						
事業の用に供した年月						
双得価額又は製作価額		<u> </u>	— <u> </u>	<u> </u>		
E編記帳積立金計上額				<u> </u>		
的政定帳簿価額						
成18年4月1日以後に取得等	する少額減価償却資産	については、	合計金	ŝē	0	-
号回顧の音に韻か300万円で る損金算入の特例は適用で	ema る場合には、そ きませんので注意して	の過える部分に 「下さい。				

# ▼ 少額減価償却資産

青色申告書を提出する中小企業者に該当する法人が事 業の用に供した 30 万円未満の少額減価償却資産につい ては、その取得価額の金額を損金経理したときは、その 金額をその事業の用に供した事業年度の損金の額に算 入できます。

事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計 額が300万円まで限度額となります。

中小企業者とは資本金又は出資金の額が1億円以下の 法人ですが、その株式又は出資の総額の一定以上の割合 を大規模法人に所有されている法人は除かれます。

# ■ 別表十六(八)一括償却資産の損金参入に関する明細書

別表	16(8) 一括價却	資産の損金参入に関す	る明細書					×
事	業年度 自				H22.04.01	H23.04.01	当期分	
事;	業年度 至				H23.03.31	H24.03.31		
取	鼻価額の合 顕	0	0	0	594,257	483,120	609,481	
当	朝の月数	0	0	0	12	12	12	
謴	明分の償却 宮顔	0	0	0	198,085	161,040	203,161	
当	朝償却額	0	0	0	198,085	161,040	203,161	
藅	当期償却不 星額	0	0	0	0	0	0	
	当期償却超 過額	0	0	0	0	0	0	
質却の	前期繰越額	0	0	0	0	0	0	
超過額	当期損金認 容額	0	0	0	0	0	0	
	翌期への繰 載額	0	0	0	0	0	0	
年 の	月日データを ように入力し	入力する場合は て下さい。	128.12.31			ОК	キャンセル	

# ▼ 一括償却資産

取得価額 10 万円以上 20 万円未満の資産です。

個々の資産ごとに通常の償却計算を行うか、一括償却を 行うかは任意です。

期の中途で取得・事業供用を行っても月割り計算は行い ません。

3年間で償却して残存価額0円です。除却等をしても処理は行いません。

# ■ 適用額明細書と入力用フォーム

# ■ 適用額明細書

法人税の適用額明細書							×
「法人税の通用調明細書」							
事業種類 すでに 場合は	適用舗明細書に印」 入力不要です。	削され、	ている				
法人税別表と租税特別措置法の区分	旧措置法の表示	粗税料	寺別措置法の	条項		区分番 号	進用金額
別表一(一)法人税の特別税率(普通法人)		42	0302	1	1	00380	8,000,000
別表六(十二) 中小企業者等が機械等を取得した場合 🗸		42	Ø 6	3		00043	184,000
-							0
-							0
·							0
·							0
·							0
·							0
							0
·							0
自動転記されていない租税特別措置法の連用額は、連用額	<u>明細書に直接入力</u>	urs	ださい。				
連用朝明維書の添けかなかった場合または添けかあってで 法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされてい	5庫県の記載かあっ いますのでご注意く	た場合ださい	, na 19				
fort an this ball of the							
LOAJ ホタンをクリックすると、法人権の 連用額明編書に入力データが転記されます。		デー	タクリア		C	K	キャンセル

「適用額明細書」は、法人が法人税関係特別措置の適用 を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額そ の他の事項を記載して法人税申告書に添付します。

「法人税関係特別措置」は、中小企業者等の法人税率の 特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中 小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といっ た法人税に関する租税特別措置のうち、税額または所得 の金額を減少させる規定等をいいます。

「適用額明細書」の添付がなかった場合または添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

「法人地方税申告書」メニューと入力用フォーム

○ 「法人地方税申告書」のメニュー

法人地方祝甲告書 X
データの編集
法人名等と適用税率のデータ
所得金額・法人税額のデータ
均等割額の明細書(東京都)
課税標準の分割計算のデータ
欠損金・損失金の控除明細書
データ入力の終了

■ 法人県民税・事業税・法人市民税データの入力

法人名等と適用税率のデータ		
[法人名・代表者・事業年度テータ]	B道府県・市町村のデータ   事業税・地方法人特別税の税率   都道府県民税の税率   市町村民税の税率	
納税地	神奈川県横浜市中区	
電話番号	04-5678-1234	
フリガナ	サンプル	
法人名	サンプル08月決算 株式会社	
フリガナ		
代表者氏名	山田太郎	
代表者住所	神奈川県横浜市緑区	
經理責任者	伊藤 芳子	
事業種目	, 「ソフト販売	
資本金額・出資金額	20,000,000	
資本積立金額	0	
申告の区分	確定申告    ▼	
事業年度自	R01.09.01  堅 R02.08.30 年月日データはR03.03.31のように入力します。	
中間申告の計算期間自		
計算期間の月数	12 •	
	О К <i>++</i> >セル	

法人名等と適用税率のデータ						×
法人名・代表者・事業年度データ	都道府県・市町村のデー	タ「事業税・地方	主大特別稅(	の税率(都道の	府県民税の税率   市町村民税	の税率
事業税の税率データ	課税標準分割無	分割1 都道府	県 分割2	2 都道府県		
軽滅税率適用法人の税率						
年400万円以下 %	3.400	0.0	00	0.000	令和元年10月1日以後に 年度の標準税率は3.5%	開始する事業 5.3% 7.0%
年400万円超800万円以下 %	5.100	0.0	00	0.000	です。 それ以前の標準 5.1% 6.7%です。超過 わみのは客城県 東京教	#税率は3.4% 課税が適用さ R 独空114
年800万円超 %	6.700	0.0	00	0.000	静岡県、曼知県、京都県 庫県です。	\$、天殿府、"兵
□ 軽滅税率不適用の法人		分割1 都道系	県 分割	2都道府県		
軽減税率不通用法人の税率 23	0.000	0.0	00	0.000		
当期中間分の事業税額	164,500		0	0		
特別法人事業税又は地方法 人類別超の超率	課税標準分割無	分割1 都道所	県 分割2	2 都道府県		
特別法人事業税又は地方法 人類別和の超率 %	43.200	0.0	00	0.000	令和元年10月1日以後に 年度の特別法人事業税の	開始する事業 D税率は37%で
当期中間分の特別法人事業 超超マロゆ方法(特別税額	133,200		0	0	す。 それ以前の地方法 率は43.2%です。	も人特別税の税
	法人事業税と特別	法人事業税又に	地方法人物	等別税の税率	ダデータは%で入力します	r
	特別法人事業税はれます。法人事業	令和元年10月1 税は令和元年1	3以後に開 月1日以後	始する事業 に開始する	年度(令和2年9月30日決算 事業年度(令和2年9月30日	1)から連用さ 1決算)から変
	法人事業税の税率	は都道府県によ	って違いる	ますので、手	5引き等より直接入力して	TTさ
	超過課税の適用が 庫)は、資本金額	ある都道府県( ・出資金額と法	宮城、東京 人所得に。	気、神奈川、 より連用する	静岡、愛知、京都、大阪 5超過税率データを%です	t、兵 し力しま
	軽減税率不適用法,額・出資金額が1,	人は、3以上の 000万円以上の	W道府県に 法人です。	事務所・事	業所を設けて事業を行い	資本金
	資本金額・出資金 率と、電気・ガス	額が1億円を超 供給業、又は保	える普通法 険業を行い	ま人の外形構 う法人の収入	業準課税の付加価値割と資 し割の税率は入力欄があり	資本割税 )ませ
					ОК	キャンセル

「地方税・事業税の確定申告」の申告書と明細書を作成 します。

令和元年10月1日以後に開始する事業年度(令和2年 9月30日決算)から法人事業税の税率、地方法人特別 税の廃止から特別法人事業税の創設、法人都道府県民税 の税率、法人市町村民の税率が改正されます。

『追府県氏税の税半テータ	課税標準分割無	分割1 都道府県	分割2 都道府県	
				今初二年10月1日5(後)と開始より実際
『道府県民税の税率 %	3.200	0.000	0.000	〒和元年10月1日以後に開始する事業 年度では、資本金(出資金)1億円以 で法人税額1,500万円以下の法人は
前期中間分の都道府県民税	40,000	0	0	1.0%を、それ以外の法人は1.8%を 力します。 (山梨県は資本金等が)
等割額の金額	50,000	0	0	億円以下で従業員が300人以下の法 人、静岡県はすべての法人が1.0%に
期中間分の均等割額	25,000	0	0	それ以前では、資本金(出資金)1億F 以下で法人税額1,500万円以下の法人
古都市新家ゴーク				は3.2%を、それ以外の法人は4.0% 入力します。(山梨県は資本金等が) 適用以てつ法常見が300しいでの法
永田の6年7~5				人、静岡県はすべての法人が3.2%に
「京都 特別区分の税率 %	0.000	令和元年10月1日」 で法人税額1,500	以後に開始する事 万円以下の法人は	業年度では、資本金(出資金)1億円以 7.0%を、それ以外の法人は10.4%を入
「京都 市町村分の税率 %	0.000	カします。 (果) それ以前では、道	京23区以外は1.0% 【本金(出資金) 1 億	)または1.8%になります。)  円以下で法人税額1,500万円以下の法
		は12.9%を、それ 3.2%または4.2%	い以外の法人は16.5 らになります。)	3%を入力します。(東京23区以外は
	法人都這所県民祝	<ol> <li>の税率デビタは%</li> <li>))</li> <li>))</li></ol>	ぐ人力して下さい。 101後に開始速で本	業年度(会社の年9月90日法院)みと亦重
	资金重进府州政权	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以後に開始する争	来牛皮(〒和2年3月30日伏井)から変更
	<b>举人都</b> 這府県氏視	の祝率は都道府県の	こよって違いますの	りで手引き寺より直接入力しよ
	均等割額は資本金 り直接入力して下	額・出資金額によ <sup>、</sup> さい。	って違いますので、	税率と均等割額は 手引き等よ
	東京都の23特別区 上の超率を直接入	内に事務所等を有す	ける場合は、都民利 D提合は市町村戸利	見としての申告しますので手引等 首の超率は0%にして計算しない
	で大きい。		12 MB 14 700 17 MP 1 2 49312	

■ 法人税地方税の所得金額と法人税額データの入力

所得金額・法人税額・従業員数のデータ			×
「所得金額のデータ」法人税額のデータ   事務所と事業所・従業	員数 指定都市の均等割額		
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(31))	11,826,019		
加 損金算入の所得税額 算	0		
損金算入の海外投資等損失準備金勘定繰入額	0		
損金算入の技術等海外取引の特別控除額	0		
滅 益金算入の海外投資等損失準備金勘定戻入額 算	0		
外国事業の所得以外に課された外国法人税額	0		
前5年以内の繰越欠損金額・災害損失金額又は私 財提供等があった場合の欠損金額の当期控除額	678,000		
所得金額差引計	11,148,019		
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(39))	11,148,019		
利子割還付額の均等割への充当の希望	○有 ○無		
法人税の確定申告書からデータを転記します。		0 K	キャンセル

# ■ 法人地方税の計算

★ 第6号様式 都道府県民税・事業税・特別法人事業税の中間・確定申告書 所在地が東京特別区の法人は住民税・事業税の申告書は「第6号様式」を使用します。

# ★ 第6号様式別表4の3 均等割額の計算に関する明細書(東京都)

東京特別区(23区)に事務所、事業所等を有する法人が申告書を提出する場合に使用します。

### ★ 第6号様式別表9 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書

過去9年以内に繰越控除を受けることができる欠損金額がある場合に使用します。 「控除未済欠損金」は過去10年以内に繰越控除を受けなかった欠損金額です。(前期の翌期繰越額) 「当期控除額」は当期の所得金額の範囲内で控除できる金額です。

### ★ 第10号様式課税標準の分割に関する明細書(都道府県民税・事業税)

都道府県民税・事業税・特別法人事業税の分割法人の場合に使用します。課税標準額の無い法人も必要です。

# ★ 第20号様式 市町村民税の中間・確定申告書

所在地が東京特別区以外の法人(東京都下、道府県)の市町村民税は「第20号様式」を使用します。 市町村民税の分割法人の場合に使用します。課税標準額の無い法人も必要です。 

# ■「法人税申告書」の表示と印刷用メニュー 法人税申告書の別表1から別表16と適用額明細書

法人祝確定甲告書		×
法人税申告書 別表1から別表16 法人税申告書 特別控除の明細書 地方税申告書 第6号から	[22号  納付税額の	計算表·納付書
注人 趙確定由告書 表示データの選択	11.22	1
別表一 各事業年度の所得に係る甲告書一内国法人の分 別表一次葉 各事業年度の所得に係る甲告書一内国法人の分 (次葉)		
別表二 同族会社等の判定に関する明細書		
別表三(一) 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する時 別表三(一) 付表 特定同族会社の短保金額から施除する短保施除額の計算	]細書 「に思えて明細	ŧ.
別表四 所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		
別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書		
別表五(二) 約表 種類貨 本金額の計算に関する明細書 別表五(二) 租税公課の納付状況等に関する明細書		
別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書		
別表七(一) 欠損金の損金募入等に関する明細書  別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書		
別表八(一) 付表 通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除す	る利子の額の	計算に関する明
別表八(二)  外国子会社から受ける配当等の益金不算人に関する明新   別表十一(一)   個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金賞入に関する	書   明細書	
別表十一(一の二)一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する	明細書	
別表十四(二) 寄付金の損金算人に関する明細書   別表十五		
別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算	に関する明細	書
別表十六(二)   旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算	に関する明細	書 定額注に上ス償
別表十六(六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書		
別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する 回表十六(小) ー氏常却溶産の塩合算入に関する明細素	5明細書	
別表十六(十) 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明	]細書	
海田苑明知書 和発鮮明世際社の冬頂し海田苑の明知書		
適用領明和音		
OCR (PDF) 法人税申告書 別表一 各事業年度の所得に係る申告書	人の分明細事	
UCR(FDF)適用額所稱者 適用額所補者 租税特別措直法の采填と適用額の	叻和音	
	ОК	キャンセル

# 〇別表一 各事業年度の所得に係る申告書 内国法人分

1	10.0	19 2011-1		_	0	লামনি কুরু	1.4	で成	8	(#3) 11-3	. 6 11 B	0/2	910	012	ジル 「用」	150	モンシンク	(1)	M	~	~							-
						11	. 4	1	。 覚務	27.5 署于	····· E殿	1	87	ç 1	10		息音	8	2 6	-*	市色日	· 合	· 連	香	号	-		_
												100	11		-	_				-	核理る	9 <del>1)</del>		1		L		
	神视地			go.	9 <b>4</b>							12	月上人	医分	8 A	- 20	0	2010 M	の日間は人 き又は特定	24 K	事業* ( 至	(度)		^			N.	
	(2月成子)			rii.	at)							-	1.1	RR D	0.221	8.1.8	BOSIN	6 <b>8</b> 4 A		- 66	完上生	: 81	1			1		
	法人名	サンプ	ルデ・	-9	12月	決領	ξ						*8.01	··· ··	-		0.000	000		*	4.6.0			-14			JL م	T
		0.0	0 1	0	2	4	- -	7	<u> </u>	0 4			23.8 139 <b>0</b>	tare	8 42 A	0 100	10, 000, 1 59-18-18-18	NL41-54	甲小语)	۲. ا				_		-		JL
	历人香带	00	0	Z	3	4	5	1	0 0	8 1	9 1	U  F	非	区分		特定 供会	同 同時	論社	非同時 会 社	10	ana B	esta a	12810	174	11	所招	SE 12	84
	0 # 2												112	人名						PP.								
								-		-	-	-0			ana a	0		. 88.05	0	9.E. 👷			~ 1		- 日本 - 日本		8	
	住所											<u> </u>	10113	ar sit	3.8	0	0. 868,758,0	に伴る見め	書等の多		승 ?	× 1	(SK)	(6x	法人 長	(1)	1	ith it
	令和	04	年	0 !	5 J	0	1	Ħ	<u></u>	業	年	度	分	0	¥	÷	人税員	確定	申告	書					31	割明線 20 第		)
						_			踩石	£,∓ ∕	*	牛房	E 57 11/04	の王	思ス	7328	:人祝 4	<b>推正</b> 月	中告	₽	n +	28. CX	20.45	_	6 5	. + 3		1.4
	令和	0 5	年	0	4 J	13	0	Ħ		(	, e	) #F 1	算用	10	-	a.	4	я		ex D	- 	10	出有	0	の 2	の音	n He	i fi
	所得金飾	「又は欠損	金額	1	T	+18	6		0	4	0	4	4	0	T	31	所科	視の	8		18			2	0	4	2	=
ε	(別武	間「122の①」 #5	) 505		÷	╬	0		0	4	0	-	4	0		Rk.	6 B	8	80	Н				5	U	4	4	5
n	(48	+(49)+(50)		- L	_		р	3	4	6	0	/	3	0		枳	创美人(	—) [23 34	1.211	Н		_						_
₽	(1) A 62 8 (1) 8	六(六) [5]	)	2					1	0	3	0	0	0		ан (Л	(16)	+ (17)	18					3	0	4	2	5
	化调节相当额	等の加	e 31 第二部	4												24	re R L (	た金 110	80 IV					3	0	4	2	5
-	土 和 課税 (市内) (市内)	土地語政利 (1) [34] - 5(6) (1) [34] - 5(6)	磁金額 (11611) )	۶ [											1	算	121RU 87	10 - 1	280 193)									
Ŧ	# <sup>2</sup> 日上	に対する	R 8	6											1	с 0	所得税额的	の遺付会	201 21									
に	留課	兄留保	全群	7											1	÷	0 0	200 201 60	88									
よ	任 日上	##二() [4 に対する	R 8	7 7		1									1	12 12	(14)		(13) 22									
వ	-	雑表二()「和	0			╞	H									£.	欠損金の	緑灰し	12 1	*						_	_	
法	<u>ند</u> ا	10 10				╌└╴				-	_			0		٥ 20	よる遅れ	請求者	8									
٨	(2)-(	()+(4)+(6)+(	00	<u> </u>		-	1	3	З	5	/	1	3	6		付合		a <del>t</del>		` 								_
窥	05871(ACC)	N 協設課 制作 14年 712 - 新良子41014	(*)(2)(# # (%) (%) ()	1.0												<b>m</b>	(21) + (	22) + (22	0									_
<b>1</b> 77	奴装経理に 更正に伴	:玉づく過大 う 控除法 )	申告の (税額																									
~	腔 降	÷ 税 1200003545	99 01-1-10						З	0	4	2	5	8		200	言が修正中言	である場合	わこ 順文					1				
	<b>美引所得</b> ]	に対する法	人税額		Т		1	3	0	5	3	4	0	0	1	210.5	する運行論ホ (57)	etwi	25									
B1	(9-(	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	aid 601	16				6	5	2	3	0	0	0		NEU	Di 1-1 144001 + DI		28									
Я	10 10 40 10	100000	1112					U	5	4	5	0	V	U		包邦	へ繰り詰	1.5 小火酒 (	2 191					1				
	二 57 単元 (3) 人和盤 (3) 一(4)	( AC#00, 0	s::)	15				6	5	2	9	6	0	0	Ц		(1) (一) 「	(の合件) )	27					1				_
	R 20 12	対するほう	現象	28			1	3	3	5	7	7	3	6	U	0 8 8	外围脱销	の還付る 61)	2 191 (1									
	便の 戎 準の 我	最校哲任: 対するE: (II)	と数に	29												12.0	ф 🕅 (19	納 付 - (38)	8 42									
ε	67 <sup>27</sup> 28, 63 A 28	標準法人 (28) = ( <sup>24)</sup>	8 M	39	Т		1	3	3	5	7	0	0	0	1	置作业	(41)	81- +(42)	43				Т					
の申	14 7/	出人 1	2 87	31	T			1	3	7	5	7	7	1	1	**									_	_	_	-
告書	1. 10 10 10 10	653) 28 18 18 18 18 48 49	te III se		Ť	Ť	ŕ	Ē		-		-	È	Ė	1						_		_	-	_			
にト	(1)第六(二 建筑留保金)	1日第六(14) 即に保る地方日	ッポ」) 0人祝紹		÷		ĥ								1													
5	0 St 10	(54) 70 Hb +	60 94		⊹	╧				-	_	_	-	-		109	告诉教室中告	である場合	n:				-		-			_
地方	(31 2874883	+(32)+(33)	14 B		+	╧		1	3	1	5	7	1	1		0.000 51 (6	NCLOMMAN D	《清烛方法	A 18   11	$\square$	4		+					_
法人	(0.000 km) (0.000 km) (4.2.3) 2 (			35	Ļ.										U	#1 2 (91	* 使・利 余 金 の 5	1200	会額	Ш			11	0	0	0	0	0
税額	奴装経環に 更正に伴う	基づく過大 控除地方法	申告の 人税額	35	T											戦会	計画の過 分配又は 家しの日	Ť	Т		-"	æ #	120	0	4	0	3	2
0	外国 段 (1340-030-03	新の技 130005555	R2 88	27	Т										1	2 F		بانت. ه	17	n di		本	œ	-		(K.164	-	-
旷算	然可地	方法人	62 BI	28	Т			1	3	7	5	7	0	0	i	11 S &		4	2 座			支出例	出新	ŧ	ī.			
	(34) 中間申告:	201-1361-(3 日の地方油。	1.1	29	Ť	1			2	9	3	3	0	0	1	2 R 1 F	18			4	うちょ無	1710						
										-	-	5	-	~		上禄	80			10	20.04	10						
	差引 確定	( OB82 U.S	$\sigma \lambda$	0				1	$\mathbf{n}$	8	2	4	0	0			6 10 14	14 K. IN	12									

〇別表一・次葉

事業         N															1 1						_				
(1) - (4) - (4)     (4)     (1) - (4) - (4)     (4)     (1) - (4) - (4)     (4)     (1) - (4)     (4)     (5)     (1) - (4)     (4)     (5)     (1) - (4)     (4)     (5)     (1) - (4)     (4)     (5)     (1)     (1) - (4)     (1)     (1)     (4)     (1)     (1)     (4)     (1)     (1)     (4)     (1)			事業年	三度の	月数		12						事! 年)	業度	R4 R5	i. 05. (	01 30	法ノ	名	サン	プノ	レデー	タ12	月決第	<u>۽</u>
1)のうち中小法人等の年800万円相 編以下のうち少小法(Fのうち少な)金額 (1)のうち中小法人等のうち少な)金額 (1)のうち中小法人等のうち少な)金額 (1)の「0(1) = 2007 (1)の「0(1) = 212 この 他 の 所 得 金 額 (1)の「0(1) = 212 この 他 の 所 得 金 額 (1)の「(1) = (16) (1)の「(16) = (16) (1)の「(16) = (16) (10) = (16) (11) = (16) (12) = (16) (13) 55 (13) 55 (13) 55 (13) 55 (13) 55 (13) 55 (13) 55 (13) 57 (10) 10.3 % 相 当 額 57 (10) 10 (10) 10			7.76	法			人		移	į		容	1			n		計			算				
$ \begin{array}{c} 1) 0 > 5 + 9 = 1 = 9 = 3 + 9 = 1 = 1 = 3 = 3 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (1) - 10 = 10 = 1 + 2 = 2 = 3 = 1 \\ (2) \\ \hline \\ $	(1) 当着 (()	のう 類以1 1)と8 ×	ち中小法。 Fの金額 100万円 <u>12</u>	人等の (下の	つ年80 いうちら	0万円 ▶ない	日相	45		8,	000	, 000	(4	5)	<i>ත</i> 18	% 3	(1	19 %	相	当 額	48		1,	200,	000
この他の所得金如何       112,260,72         (1)-(16)-(46)       12,260,72         地方法人 役 額 の計算       12,260,72         市待の金額に対する法人税額       13,357,000       (51) の10.3 % 相当額 7       1,375,77         建設得保金額に対する法人税額       13,357,000       (51) の10.3 % 相当額 7       1,375,77         建設得保金額に対する法人税額       13,357,000       (51) の10.3 % 相当額 7       1,375,77         建設得保金額に対する法人税額       10,3 % 相当額 7       1,375,77         建設       10,0 %       1,3 % 相当額 7       1,375,77         建設       10,0 %       1,3 % 相当額 7       1,375,77         建設       1,52,0 %       1,4 %       1,375,77         建設       1,52,0 %       1,52,0 %       1,375,77         (10)       1,53,0 %       1,52,0 %       1,52,0 %         (10)       1,57,0 %	(1) 組合	のう }等の (	ち特例税 9年10億円 1)-10億F	和の適相当都 日×1 1×1	i用が iを超 2 2	ある	協同 金額	46					(4	6)	Ø	22	%	相	ž	有相	19				
地         方         法         人         R         Ø         P         P           R         P	そ	σ	他の (1)-(4	所 5) — (	得 46)	金	額	47		52,	848	, 000	(4	7)	<i>ග</i> 19	% 又	1t 2	3.2 %	6相	当 額	į 50		12,	260,	736
(4) の 金 額 に対する 法人 段 額 (23)				地		方		겚	i.	人		秩			額		Ø		th:		算				
R 留保金額に対する法人税額 (29)56(52)010.3%相1111この申告が修正中告である場合の計算この申告が修正中告である場合の計算この申告が修正中告である場合の計算この接ん税額 (10)一一一一(10)<	所名	得の	金額に (	対す 28)	る 法	人移	2 額	55		13,	357	, 000	(5	1)	Ø	10.3	%	相	N	i 10	57		1,	375,	771
C の 申告 が 修 正 申告 で あ る 場合の計算 $p$	課程	脱留	保金額に (	:対す 29)	る法	:人移	总额	56					(5	2)	Ø	10.3	%	相	2	節額	58				
二       一       月       二       月       二       一       第       55       月       月       二       0       第       55       月       月       1 <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ξ</td> <td>Ø</td> <td>申</td> <td>告</td> <td>Ż</td> <td>修</td> <td>Æ</td> <td><b>#</b></td> <td>告</td> <td></td> <td>Ċ</td> <td>ъ</td> <td>3</td> <td>場</td> <td>合</td> <td>Ø</td> <td>計</td> <td>算</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				Ξ	Ø	申	告	Ż	修	Æ	<b>#</b>	告		Ċ	ъ	3	場	合	Ø	計	算				
$\begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	*	こ の 注	а "Д		税		額	55					#	с 0	確	定地	方	法	Л	税額	58				
<td>人般</td> <td>申</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>_</td> <td>_</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ä</td> <td>申</td> <td>中</td> <td>間</td> <td>ž</td> <td>Ŧ</td> <td>付</td> <td>額</td> <td>59</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	人般	申					_	_					ä	申	中	間	ž	Ŧ	付	額	59				
○の申告により納付すべき法人 税額又は減少する運付請決限額 (1)         (1)	~ 額 の	前週の	t fi		金		纐	56					。 扉 利	前の	欠推遷	i金 ( f	り 繰 す	戻 l 金	ン に き	よ る 額	60				
上     地     薬 液 税 額 の 内 款       2     土     逸 液 税 額 (S)(表=(:	計 算	この 税額 ((15) 又は(	申告によ 又は減少 - (55))若 ((56) - (24)	り納( する; しくは	付す~ 還付ま :((15)	くきえ 青求利 + (64	去人 兑額 ()))	57					8 0 11	こす (4)((4)	0) - (5) 40) + (1 3)) + (1	中 告 き 地 ())若し (9)+(6) (60)-(-	i に 」 た 」 に 方 は 又 は 3 の ダ	よ 法 は((5	り 人 9)-	納付税額	61				
2     泡 譲 淡 税 朝 (5)該(元) [25])     62     土 地 譲 淡 税 朝 (5)該(元) [25])     64       1     土     池 譲 淡 税 朝 (5)(法三(二) [21])     64       1     方 法 人 税 額 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 額 の 計 ;       1     万 法 人 税 額 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 額 の 計 ;       5     日 税 額 65       (5)(法元(二) [56])       1     た 金 額 (57)						t:	地	1	譲	ð	ŧ	税		额		D	内	đ	2						
1     方 法 人 税 額 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 額 の 計 :       1     5       (別表三(二) [26] )       1     方 法 人 税 額 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 額 の 計 :       (別表天(二) [56] )       1     65       (別表大(二) [56] )       1     た な か っ た 金 額 67       (37)	t	ł	8 譲 (別表三(	被 二)「:	25」)	兇	額	62					±		地	譲	i	度	税	額					
1 方 法 人 税 額 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 額 の 計 : □ 税 額 (9)(表穴(二) [56]) 65 控 浴 しきれなかった金 額 67 (3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(	FT)		(別表三(二	の二)	[26]	)	F	63							0	列表三	(三)	「21」	)		04				
国税額 (5)救穴(二) [56]) 院した金額 (37) 66 控除しきれなかった金額 (66)-(66) 67			1 方	法	人	税	額	(	に保	2	5 3	* 6	3	税	額	Ð	控	除	額	Ø	#	1			
皆除した金 朝 (37) 66 (65)-(66)	外		国 (別表六(	<u>,</u> ) [:	税 56」)		額	65					控		ιL	きれ	な :	<i>b</i> 0	た	金額	67				
	控	B	余 し (	た 37)	1	金	額	66								(65	i) - (6	6)			01				

# 〇別表二 同族会社等の判定に関する明細書

司	族	会社	等の	判定	EK.	関す	-3	明緒	田湯	k.						「「菜子 Z (1))	度転		128, 10	01	法人名	サ	ンフ	プル9J	決算	株式	숤
_															1	下菜:	度		H29.09	. 30	14/14	社					
	期	末り	見在	0	発 行	i 济	材	: 式		内						64	(21	) 0	り上位	1 順	位の株式	数					
101	ŋ	総引	恢 又	は	出资	ŧの	総	額	1							49	X	1	ま 出	資	の 金	額	11				
	(19	9)と	(21)	Ø	上化	ξ 3	JE	(位		$\vdash$				_		1											_
	D	10 -	- 86	V 14		a a	4	- 107	2							定	株	式	数等	12	よる判	定					21
族		116 -	N 364 -	A 10	. 141.3		- 31	5 104	-	-					3	-				(11)	-		12				
	棌	式	数《	季 に (2)	1	る	判,	定	3							Ē	⊢										_
	L			(1)												4	(00	0.0		105.024	an 100 200 480 ar		12				
2	12	実用	i ze i	の議	迎.	ŧ	5 21	8		n 1						11	22	<i>J</i> 0,	15102 1	100 ISL	の酸伏性の	300	10				
l^	<i></i>															1	-										8
	(20	)と	(22)	σı	: 位	3 )(	頁化	( D								٦.	液	决	種の	数 (C (13)	よる判	疋	14				
	識		決	権		Ø		数	5							2	1			(4)	-						
社	34	決力	<b>軍の</b>	数	12 3	: 8	*	定				_		_	5		(21	a	計員の	1 1 2	びその同様	2					
	1			(5)					6							社	関	系者	の合計	人数の	うち最も多	ŝ	15				
	⊢			(4)			_	_	-	-		_		_		+	13	次									
1	期	末り	見在	0	社員	0	彩	数	7							0	21:	8	の 新	12	よる判	定					8
Ø	L																1.1.	-		(15)	-	142	16				
	社	員のは	3 人以 老の <sup>△</sup>	下及	びこ	れら	の見	司	8							19		_		(7)		_					
1	多	い数			-90.07)	10	, nel	5	ľ							1	40		-		n and the day	~					1
判	21-	8	0 1	k 12	.t	3	-11	*							3	Π.	-FY	疋 n(	回 版 5 14) 又注()	9 11 ( ののみ	り 判 定 割	合 5)	17				
				(8)				~	9							定	1		19/ A(A)		SAK DIMESSAR	37					
	-	14-	~ *	(7)	ylat		de la	~	-	-		-		-		-					64			特众	2 同 8	長会 社	
	[A] (C	がた 3)、(6)	云 1 又は()	E の )のう	「刊」	正高い	間 制合		10							171			Æ		和百	米	18	0	族	会社	
Æ												_		_										非	司族	会社	_
⊢	_					判	苋	: 基	1	# 2	13	1	5 杉	ĒΒ	E 4	şσ,	林	F	こ数3	「 の	明細						_
18	ikr															判	定基	售	林	式	数又に	t	出	資の	金	額等	8
L."			判定	基準	とな	3	朱.	主(社	:肖	)及	U	司龙	<b>実関</b> (	系者	P	5	なる	朱	极 文 法	NC 22	社でな	毎	÷	の他	$\mathcal{O}$	株 主	49
株式	液法	1														±	等との	D	株式委	(又は) 会知	議決権の	ţ	相	式数又に	詳	決権の数	<b>次</b>
教徒	権政	住	所	X	は	所		Æ	地		名	X	It i	法。	人名	4	柄		19		20		<b>—</b>	21		22	
F							_		_			_		-		1.		_				_			-		
1																1	^										
Г																Т											
⊢																+											
⊢		-					_		_	-		_		_		+		-				_	-		+		-
1																											
F							_		_			-		_		+		_				_			-		
Г																Γ											
⊢																+		_									
1																											
⊢	$\vdash$	-								-						+		_					-		+		-
1																											
⊢							_		_	$\vdash$		-		_		+		-				_	$\vdash$		-		
																T											
L																											
L		-								-						+		_					-				_
*		1																					1				

# 計算関する明細書

		利益積立金額及び 関する明細書	[本金等	の著	頃の計算	C		3	羊菜	R	4.04.0	1	法人	名サ	ンプ	ルデータ12	月決算
			T	利	大 禮 寸	æ	*11	m	一世	■ 管 に	. 05. 5 명 국	- X	日日 3月1	*			
注音	٦		1	ויד		392	क्षम	7	81	<del>开 (~</del>	101	0	10	10		差引翌期	川首現
	-1	R.		ľ	利益積	*	4	加		 3d	2991	Ť	28	刼		利益積	立金
		- A	70	F	12 36 19		385	101		2	)	+		3		<u> </u>	0
进	1.	利共進体		1	12	000	0.00	9 10		-	/	8			1	10	000.00
Ξķ	$\bar{o}$	11 12 40 W		*	12	, 000	0, 00					+				12	, 000, 00
現そ	表は	25U 325 MH 3.	. <u>@</u>	2	50	, 000	0, 00	,0				-				50	, 000, 00
田田	3	退職給与引	当金	3	13	, 000	0, 00	)0			170, 0	00		97	0,000	13	, 800, 00
10	油常	賞 与 引 🗄	: 金	4	3	, 500	0, 00	)0		3,	, 500, 0	00		4,00	0, 000	4	,000,00
當	の世	一括 償 却	資産	5		800	0, 00	)0			400,0	00					400,00
12	合	未 収	金	6		250	0, 00	00				+					250,00
	には	仮 払	4	7	^	100	0.00	20				+					100.00
罕	次	14 L 17	100			100		-				+		A 0	1 010		01 01
5	算	76 L M	14	8				+				+			1, 010	2	1 01, 01
E	式に			9				4				_					
Θ	L			10													
+	り検		1	11													
£ 16	算		1	12													
12	70			13				1				+					
密会	きま			14				+				+					
所	す							+				+					
神会				15				-				+					
8			1	16													
XII			1	17													
次書			1	18													
11				19													
煎				20				1				+					
4				21				+				+					
-								+				+					
1				22				4				+					
\$				23													
-			1	24													
嘝		繰越損益金(損	は赤):	25	105	, 300	0, 00	00		105,	, 300, 0	00	1	45, 48	0, 087	145	, 480, 08
衙		納税充当	(金)	26	9	, 893	3, 10	00		9,	, 893, 1	00		11, 20	1,600	11	, 201, 60
\$		未合於未納法人利	と及び	+										6, 81	7,100		
部		<sup>137</sup> 未 納 地 方 i 験† 幼 M × (付帯税を除	4 人 税: く。)	27	$\triangle 6$	, 739	9, 00	20		△ 13,	, 556, 1	00 as		7,70	0,700		, 700, 70
		金6未払通算節税	効果額	20								(1)					
100		法種除の個品の個に係る部分の	と紙を除く。)	20								(R.)	c			]	
-		人 金 未 納 道 府 则	民税	29	~	309	9, 80	00		^	437.3	00	<u> </u>	△ 12	7, 500		132, 10
		(均等割額を含	B, )					_				83		$\triangle$ 13	2,100		,
(8)		小 木 昭 田 可 木 (約5回回を全		30	Δ	744	4, 70	00		$\triangle 1$ ,	611, 5	00	· ·	△ 86	6,800		357,40
9		······································		-	100	0.44	0.00	-		100	070.0	183 0-0		△ 30	7,400	000	750 00
₽		定 引 合言	784	31	180	, 849	9,00	10		103,	, 658, 2	00	1	45, 50	8, 269	228	, 759, 60
平			Ш	貧	本金等	0)	斔	0	) #f*	鼻に	関す	5	明細	*		100 21 30 10	1 22 11
1	1		0	- [	PH TT	現		1±		=	明	0	111	政		資本金	等の
		X	分	1	資本金	Ŧ	Ø	阁		誠	í.	-		増		① - ②	) + (3)
				$\downarrow$	Q	)		Β		2	)	в		3	P	4	
		資本金又は出	資金:	32	50	, 000	0, 00	00								50	, 000, 00
		資本 準 借	金	33													
			1	34				T									
			:	35													
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- 55	36	50	. 000	0, 00	00								50	. 000. 00

# 〇別表四 所得の金額の計算に関する明細書 (簡易様式)

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式) 事 業 R4.04.01

Г			10. 00	処		分
	区分		88 祖	留保	1	生外流出
			(I) <sub>H</sub>	2 <sub>P</sub>		3
¥	期利益又は当期欠損の額	1	41, 180, 087	40, 180, 087	記 当 その他	1, (
	損金 経 理 を し た 出 人 校 及 U 地 方 法 人 税 ( ) 新 税 を 頃 く 、)	2	6, 817, 100	6, 817, 100	-	
	損金径埋をした道府県氏税及び市町村民税	3	994, 300	994, 300	$\geq$	
	損金経理をした納税充当金	4	11, 201, 600	11, 201, 600		
	損金経理をした閉帯税(利予税を除く。)、 加塩金、延滞金(延納分を除く、)及び退飲税	5	81,000		その他	
	減価償却の償却超過額	6			$\geq$	
	役員給与の損金不算入額	7	1, 300, 000		その他	1,
	交際費等の損金不算入額	8	845, 720		その他	. 8
	通 泉 広 人 に 係 る 加 泉 御 (別 表 因 付 表 「5」)。	9				
	賞与引当金繰入否認額	10	4,000,000	4,000,000		
	退職給与引当金緣入否認額		970, 000	970, 000		
		$\vdash$				
50	5					
L	小計	11	26, 209, 720	23, 983, 000		2,2
Г	減価償却超過額の当期認容額	12			$\geq$	
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13	2, 099, 600	2,099,600		
誠	② 取配当等の益金本算人額 (別表人(-)[13]又は[26])	14	777,000		**	1
	お白子云江から交ける利示亚の配当寺の	15			*	
	受贈益の益金不算入額	16			·※	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			*	-
	部入しますの予約時間になった時期によったとうまた。 第一部部長期にあった予約の時間にして「入来日本期	18				
	第二日の人に知られたりに行きに	19			<b>※</b>	
	(別去因付去「10」)	20	100.000	100.000		
	一括領却資産の領却超過額当用認容額	21	400,000	400,000		
	取完費計上もれ認容制		81,818	81,818		
я	其同引 日 空 日 別 認 谷 朝 时 征 四 毎 ま の み 31 統		3, 500, 000	3, 500, 000		
	1/1 (p) (7) (p) (p) (p) (p) (p)	- 22	110,000	170,000	外亲	-
_	小 iT (7) 31	22	7,028,418	6.251.418	74.65	
-	(1)+(11)-(22)	23	60, 361, 389	57, 911, 669	1.4	3,2
71	※ 純 文 但 村 丁 号 の 損 並 不 昇 八 御 (別表土七 (二の二)(招)又は [34])	24				
10	国利王銀の頃並昇入司 (別書+七(二の三)[101)	25				
_	10c 前t ((23)から(25)までの計)	26	60.361.389	57,911,669	21526	△ 3.2
首	「何 2 0 損 金 不 募 人 額 (別表+四(二)「24」又は「40」)	27	84, 617		その他	
01	人 祝 祖 か ら 控除される 所 得 税 額 (別 表 六 (一)「6 の ③」)	29	304, 258		その他	
82	御控除の対象となる外国法人税の額等 (創表六(ニのニ)の「7」)	30			その他	
分析 写書	2時調整外回税#当額及び外回関係会社等に様る挫除対象所否税額 回当額(明表六(本の二)「6の空」>明表十七(二の六)「1」)	31			その他	
	(25) + (27) + (29) + (30) + (31)	34	60, 750, 264	57, 911, 669	外泵	△ 3.6
ф 65	間単位における施戻しによる遅付に る印書相歩を補金額の資金算入報	37		0110111000	*	
罪る	適格合併又は技余財産の全部分配等によ 移転資産等の譲渡利益類又は加速減半部	38			*	
	差 引 計	39	60,750,964	57 911 669	外奈	A
1	この「いい」、1000 三大損金又は民事生評価算えが行われる場合の	40	00, 700, 204	51, 511, 669	茶	0,0
1	<u>1.22へ間空い間空巻へ回い方式に(二) 別 文は(21)</u> 算対象欠損金額の損金算人類又は道算対象	41			*	
πi	#111111111111111111111111111111111111	43	00 550		外意	
欠	(39)+(40)±(41) 損全又は災害損失金等の当期控除額	1.	60, 750, 264	57, 911, 669	25	3.6
H	(NRL(-))+(NRL(N)(H)) #8 II	47			外奈	
喪	(43) + (44) 奈財産の確定の日の属する事業	10	60, 750, 264	57,911,669		3, 6
£.	度に係る事業種の相を算入額	51	CO 750 0C4	57 011 000	2.0	
			00, 750, 264	57, 911, 669		1 0 /

# ○別表五(一)利益積立金額及び資本金等の額の ○別表五(二)租税公課の納付状況等に関する明細書

阻相	12	☆課の網付状況等	CB	りずる明細書	·	事業 年度	R4. 04. R5. 03.	01 31 法人名	サンプルデー	タ12月決算
ą	н	及び事業年	度	期 首 現 在 未 納 税 額	当期発生税額	売当	金取崩して	の前行	<u>† 税 額</u> 損金経理に	财 不 現 未 納 税 1
法	_		_	0	= (2)	E at	3 B	() F	<u>ж 5 ин 19</u> (5) р	6
出人		P02 01 01	1	6 720 000		6	720.000			
及び		R02. 01. 01 R02. 12. 31	2	0, 139, 000	6 500 90	0,	, 735, 000		6 522 800	
地	当期	中間	3		6, 523, 80 293, 30	ŏ			6, 523, 800 293, 300	0.000.00
カ法	分	確定	4		1, 090, 80					1,090,80
人权		計	5	6, 739, 000	14, 517, 80	0 6,	739,000		6, 817, 100	7, 700, 70
ă			6			1				
ff		R02.01.01 R02.12.31	7	309, 800		1	309, 800			
県	当	中間	8	/	127, 50	0			127, 500	
R	别分	確定	9		69, 60 62, 50	8		/		69, 60 62, 50
60	-	計	10	309, 800	259,60	0	309,800		127, 500	132, 10
<del>ار</del>		PT .	11	,		1	,			101,11
Br	-	R02.01.01	10	744, 700		-	744,700			
1	Md	R02. 12. 31	12		000	-			0.00	
F	当期	中間	13		866, 80	0			866, 800	1.40.47
R	分	確定	14		208,00					208, 00
Q		計	15	744, 700	1, 224, 20	0	744,700		866, 800	357,40
- FP - 791			16							
m		R02.01.01 R02.12.31	17		2, 099, 60	0 2,	, 099, 600			
入 事		当期中間分	18	/	2, 844, 70	0			2,844,700	
2		計	19		4, 944, 30	0 2,	099,600		2,844,700	
-	損	利子税	20		1					
ŧ	金算	進 滞 金 (26.0k.18.06.7.2>>	21			+				
	入の	(週間に係るもの) 源 泉 所 祖 印	22		31.65	0			31_650	
	6		02		700.00	0			700,000	
	0	四 足 巽 座 祝	23		100,00	<u> </u>			700,000	
D	損	加昇税及び加算金	24			-				
	金不	延滞税	25			-				
	算	(近納分を除く)	26							
	人の	過 怠 税	27		81,00	0			81,000	
e		源泉所得税	28		304, 25	8			304, 258	
			29							
		納	_	税	充 当	金	Ø	計	算	
1	Ť	納 税 充 🗏	š.	金 30	9, 893, 10	6	損金算	入のも	Ø 36	
-	253	会経理たした訪問う	te sie	A 21	11 201 60	- B - 2	出会不	貧るのよ	0.27	
	294	SERENE E CICHERTOLY		32 31	11, 201, 00	- <u></u>	294 322 11	<i><sup>−</sup>μ</i> ∧ <i><sup>−</sup></i> ∨ 0		
^				32		- 191 他			38	
64		計 (31)+(32)		33	11, 201, 60	0 額	仮 払	税金消	却 39	
61	法 (5	人 税 額の③)+(10の③)+(15	no	3) 34	7, 793, 50	0	34)+(35)+(3	計 6)+(37)+(38)+(	39) 40	9, 893, 10
ER III	_	(10 売 ◎ )		税 35	2,099,60	0 期	末 約 (	現 売 当	金 41	11, 201, 60
取崩額	*				人税個別帰属	領及び回	[結地方法]	し税個別帰属剤	前の発生状況等 の	の明細
取崩頻	*	(19 の (3)) 通算法人の通算税	动	戦額又は運締決	and the second		1 10 10	中の決	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	别末現在
取崩額	<b>本</b>	(19 の (3))           通算法人の通算税           業         年	効	株額又は連結法 期 盲 現 在 未 決 済 部	当期発	生額	支払	額 受	取額	未決済額
取前額	<b>本</b>	通算法人の通算税       業     年	<b>効</b> 度	戦闘又は連結法 別 首 現 在 未 決 済 部 ①	当期発 ②	生額	- <u>ア</u> 払 - 文払 - ③		の 取 額 ④	未決済額
取崩額	*	(19 の (3)) 通算法人の通算税 業 年	<b>効</b> 度 42	表額又は連續法 期 首 現 在 未 決 済 部 (1)	当期発	生額		<u>a</u> 2	(月1111) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	<u>未決済額</u> ⑤
取崩額	*	<ul> <li>通算法人の通算税</li> <li>業 年</li> </ul>	効 度 42 43	株額又は連結法 則 首 現 石 未 決 済 部 ①	当期発	生額			<u>の1</u> 601 取額 (4)	未決済額
取崩額	<b>事</b> 当	通算法人の通算税       業     年       別     分	<b>效</b> 度 42 43 44	戦調又は運締法 前 首 現 征 未 決 済 着 ()	当期 発 (2) 確定 中間	生額				未決済額

# 〇別表六(一)所得税額の控除の控除に関する明細書 〇別表七(一) 欠損金又は災害損失金の損金算入に

所得	<b></b>	関する	明細	書			3	5 溴 5 10	8 1	128.	10.01	法	人名	サンフ	プル9月	決第	幕 株式会社
_				dv	,	Х	- " 合	- 73	21	©	につい	てき	しされ	3 (	②のうち	控	除を受け
	X	分					)		104	_	所	時 ②	税	額	Bf	得	税蓄
在社収	債及び損貯金の利子、谷同 債投資信託及び公社債等運 益が、株の○本	連用信託、 用投資信託 託の社債的	1				/		PI					Р			
余 び	金の配当、利益の配当、剰 金銭の分配(みなし配当等	余金の分配 を除く。)	2														
団託取	投資信託(合同運用信託、 及び公社債等運用投資信託 « なの分配	会社債投資 と除く。)	3											+			
1	引 値 の 値 還	差 益	4											+			
	Ø	他	5											+			
	# <u>+</u>		6											+			
余公	金の配当、利益の配当、剰 計構等運用料容信託を除く	余金の分配 )の 契 本	して 及び金 の分析		分配	(みた	し配	当等	を除く	く。) あ込んた	又は集	団投資	信託( 類の計	合同通	用信託、	公社	實投資信託及
M N	銘 柄	1	入	金額		所名	1 税	額	利子計算	·配当 (基礎	等の 期間	(18)の 所有	うち元7 第間	g 所 (19)/	有期間割合 (小数点 (18) 下3位未	5. (武 )満	控除を受ける 所 得 税 額 (8)×(11)
出			7		1		8			9			10		11	1	12
5					+						$\rightarrow$			-		+	
5					+				-		$\rightarrow$			$\vdash$		+	
局					+			_			-			$\vdash$		$^{+}$	
6																	
18 19	銘 柄	42	入	割	所	i 得 i	税额	利計有	子配当 算期末 元本	4等の所 数等	利子配 計算期 有 元:	当等の 首の所 K数等	(24)- 2,X (+(+))	(25)/ 注12 2483:220	所有元本 (A&AUTTREA (7、15年人の)		控除を受ける 得税額 (14)×(18)
例			13			14			15		1	6	1	7	18		19
史				_				╞			<u> </u>		-				
10				-				+			-		-		-		
る 場								t									
â																	
	£	の他に	こ併	5	撎	除	を !	ų.	け 3	5 所	得	税額	[の   -   -   -   -   -	明線	। ङ († 7)		
τĽ.	者の氏名又は法人名	支払者の	住所:	又は所	在	地名	支払を	:受 月	けた日		収入	金 割 0	l 所	一 得 2	税 額 1	参	考
						+				+			_				
						+				+			+				
_																	
		計															14 0201 0

# 〇別表八(一)受取配当等の益金不算入に関する明細書 〇別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書

受	取配当等の益金不算入に	日するり	月細書		事業年度	R4. 05. 01 R5. 04. 30	法人名	サンプルデ	<u>،</u>	912月決算
完	全子法人株式等に係る受取配 <sup>1</sup> (907 <sup>84)</sup>	単等の額	1	100, 000	, 非支配日	的株式等に係 (224	(る受取)	尼当等の金額	4	140, 000
関	連法人株式等の受取配当等 (16の計)	の金額	2	125, 000	受取匮	当等の	益金:	下第入額	5	253.000
ť	の他株式等に係る受取配当等 (26の計)	の金額	3		(1)+((2)- 40%)	(20の号))+(3)	× 50%+(4)	i×(20%又は		200,000
**	受取	5	¥	97 1	Ø	額	0.	) 明		細
余子法	本店の所在地	7					-		-	at-
Ĩ,	受取配当等の額の計算期間	8								
木に下	受取配当等の額	9	100, 000						1	100, 000
	法人名	10								
ą	本店の所在地	11							_	計
ĸ	受取配当等の額の計算期間 促 む 割 合	12							_	
	受取配当等の額	14	125,000						+	125, 000
	同上のうち益金に算入される金額	15								
	基金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	16	125,000							125, 000
	(34) が「不適用」の場合又は別表入(一) 付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.01	17								
ç	(16) <u> </u> <u> </u> <u> </u> (16) <u> </u> (16)	18								
ř	<sup>1</sup> · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19								
	受取配当等の確から堕除する支払利子等の額 (17)又は(19)	20								
	法 人 名	21								
>	本店の所在地	22								81-
1	保有割合	23							_	
	受取配当等の額	24								
•	国上のうち益金に算人される金額 だみ を買 との オタ とな ち 会報	25							_	
í	(20-(3))	26							_	
e	法人名又は銘柄 ま 時の 藤 た 時	27							_	
5	基準日盤	29							-	81
1	保有割合	30					-		┥	
5	受取配当等の額	31	90, 000		70, 000					160, 000
ĉ	同上のうち益金に算入される金額	32			20,000					20,000
	益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)	33	90, 000		50, 000					140,000
7	支払 第19条第2項	りの規	子定によ	等 - る	の支払利	額 月子 控	の意味	) 明 の計算	34	細 適用・〇不適用
9	債利子等の額の	# 37	35		超道利	间子額 《	角金	算入額	37	
明していかがい	外文配株主等に係る負債の利子等の 損、対象純支払利子等の損金不算入損 肉拖設に帰せられるべき資本に対応 利子の損金不算入額 素トビロー)回と防奈ドドにの二)(50の55) 切夫トビ(つつ)(54と切表+ドの二(二)(71)	<u>関金不算</u> 類又は恒 する負債 <sup>8い金額) ×</sup> <sup>9558い会</sup>	36		支払利	(別表十七(二 利 子 等 の (35)-(3)	の三)「10 の額の 6)+(37)	() 合計額	38	

# 関する明細書

大損金又は災暑 陸 除 前 元	F損失金の損金算入に関す 所得金額 1	る明細書	事業 年度 「所得金	R4.04.01 R5.03.31 注册控除限度和 50又は100	<ul> <li>サンプルデータ12月決算</li> <li>(項 2)</li> </ul>
(別表四「	43の①」)		u u	100	
事業 年度	区 分	控除未济	「欠損金額 3	当期 控 所 (当該事業年度の(3)と(2)-当 年度前の(4)の合計部)のうち少 4	初日 22 列 译単 48 第 (5年当 (20-(4))又は別去七(三)「15」) 四 5
	青色矢相・連結みなし矢損・災害部	i,			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害部	l,ț.			
	青色欠損・速結みなし欠損・災害部	l,t,			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害排	快			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損	快			
	青色欠損・適結みなし欠損・災害排	快			
	青色欠損・速結みなし欠損・災害部	l,			
	青色欠損・適結みなし欠損・災害部	IĘ.			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害部	扶			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害部	lý.			
	計				
欠	損 金 移 (別表四「52の①」)	C .		欠損金の繰戻	L 額
日 災	害損失	金			
。 5 青	色 欠 損	金			
	승 카				
	災 害	により生	じた損失	の額の計算	1
災害	の 種 舞	t -		災害のやんだ日又は を得ない事情のやん	-やむ -だ日
害を多	とけた資産の	别棚卸	資 産	因 定 資 (固定資産に挙ずる後延資産を	産 (1) + (2)
期の	欠 損 金 額	6	0	2	3
(別)	表四「52の①」) 第二トトルドを出生の新	7	11		P1
被害資産	の原状回復のための	2			
費用等被害の拡	に 係 る 損 失 の 額 大 又 は 発 生 の 防 止	0			
のための	費用に係る損失の額 ト (7)*(9)*(9)	10			
	出生能数会生小组	11			
引災害に	より生じた損失の額	10			
上のうち所得税	(10)-(11) 額の還付又は欠損金の練戻し	12			
対象とる	2 る 災 害 損 失 金 額	10			
<ul><li>同平台における</li><li>一戻しの対象。</li></ul>	o ス 音 頃 天 入 頃 並 の 様 戻 し 朝 と な る 災 害 損 失 欠 損 金 額	11			
(6の③)と((13の) 越控除の:	3)-(14の3))のうち歩ない金額) 対象となる損失の額	10			
((6の③)と((12の)	③)-(14の③))のうち少ない金額)	16			

交際費等の損金算入に関す	3	月細書	事業 年度 R5.03	.01 .31 法人名 サンコ	プルデータ12月決算
支 出 交 際 費 等 の 額 (8の計)	1	8, 845	5,720 損金算ジ	人限度額4	8, 000, 000
支出接待飲食費損金算入基準額 (9 の 計) × <u>50</u> 100 中小法人等の定額控除限度額	2	2, 260	), 500 損金不	算入額	945 720
<ul> <li>(1)と(800万円× 12 12)又は(別表+ 五付表「5」))のうち少ない金額)</li> </ul>	3	8,000	), 000	- (4)	040, 720
	_	支出交際	費等の額の	明細	(a) m * k kk st
科目	支	出額	と除 實寺の 御 から 些除される費用の額	差引交際費等の額	(8) の う ら 抜 符 飲 食 費 の 額
	$\vdash$	6 Fi	7	8	9
交 際 費		6, 000, 000	800, 000	5, 200, 000	3, 500, 000
		8, 000, 000	6, 200, 000	1, 800, 000	
		1, 500, 000	1, 400, 000	100, 000	
		1, 700, 000	200, 000	1, 500, 000	1, 000, 000
		1, 800, 000	1, 600, 000	200, 000	
		45, 720		45, 720	21,000
#ł-		19, 045, 720	10, 200, 000	8, 845, 720	4, 521, 000

# 〇別表十六(二) 旧定率法又は定率法による 〇別表十六(二) 旧定率法又は定率法による 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

日)	正の	観法又は正観法による例 計算に関する明細書	火1	自動資産の損	241	又は連結	R01 12 21	法人名	サンフル]  会社	2月沃昇	株式
T	100	1 9 4 ( - 0 1 7 1 1 - 0 - 7 1 4 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		禄劫	<b>秋田 久</b> 田	争亲平度	101.12.51 無形信却資産		21		
ŀ	4	翔	1	AE 10	ALC: NO		THE PERSON NEW YORK				
ľ	8	造	2	where where we have	40		64 24 LD				
ŀ	8	8	3	中的所	君庫		书学家忙作能	_			
Ŀ	R	得 年 月 日	4	H18.05.23	H24.0	9.12	H19.04.13				
Ŀ	ŧ.	棄の用に供した年月	5	H18.05	H24.0	19	H19. 04				
i	6ł	用年数	6	34 9		17 4	8	4	4		
þ	R	得価額又は製作価額	7	<sup>35</sup> 42, 560, 000	91	20, 872, 000	<sup>85</sup> 3, 000, 0	00 *	66, 432, 000	94 -	
l	£	福記戦による	8								
ľ	ł.	引取得	9	42, 560, 000		20, 872, 000	3,000,0	00	66, 432, 000		
t	R H	理費計算の対象となる	10	30, 231, 040		20, 153, 656	750,0	00	51, 134, 696		
ľ	97 \$1	末現在の積立金の額	11					_			
h	ii ii	立金の朝中取崩額	12					-			
ŀ	2	引联簿記載金額	11	<sup>36</sup> 30 231 040	外	20 153 656	外 750.0	00 <sup>%</sup>	51 134 696	外	
ŀ	8	(10)-(11)-(12) 会におトレナ系 増減す 4回	10	1 149 120		718 344	375.0	00	2 242 464		
ŀ				外	外	110, 544	外	外	6, 646, 101	外	
ŀ	113 合	mから練り思した資料超過額 計	15	01 000 100		00.070.000	1 107 0	-	20.022.100		
f	1	(13)+(14)+(15)	16	31, 380, 160		20, 872, 000	1, 125, 0	00	53, 377, 160		
l	ŝ	我 存 価 額 並可的進展額 > ==	17	4, 256, 000				_	4, 256, 000		
l	ŝ	202 21 RX 197 100 8R × 550 (9) × 5/100	18	2, 128, 000					2, 128, 000		
ſ	4 3	ロ定朝法の資却則計算の差疑となる る金額(0)-(17)	19	38, 304, 000			3, 000, 0	00	41, 304, 000		
l	Я 3	旧定額法の償却率	20	0.030			0.12	5			
l	1	(19) 100 課 出 簡 到 額 (19) × (20)	21	1, 149, 120		1	375, 0	oö	1, 524, 120		
ŀ	R.	增加償却額 (21)×割増率	22	( )		)	(	) (	)	(	
l	R R	(21)+(22) 又 (16)-(18)	23	1, 149, 120			375,0	00	1, 524, 120		
l	6 0	001-02 界 出 廣 邦 額 0807 ((19)-1 円) × (60	24								
ŀ	4 4	定額法による償却費計算の非確よなる金額(0)	25			20, 872, 000			20, 872, 000		
l	1	定額法の償却率	26			0,059		_			
l	ł.	算出值封額	27	P		718.344		P	718 344		
l	ġ,	(25) × (27) 增加值却額		( )	(	)	(	) (	)	(	
l	後取時	(27) × 割 増 率 計				719 244			719 244		
ł	<u>0</u>	(27)+(28) 第分の普通償却限度額等		1 140 100		710, 344	0.77 0		0.040.464		
ŀ		(23).(24) 又は(29) 二年間 税 特別 措置 法	30	4. 8		(18, 344	375,0	70	Z, Z4Z, 404	15	
	11 M	調適用条項	31	( ) 8. P	(		(	) (	)	(	
ŀ	1	       	32							-	
l	ę.	特別債利不足額	33								
ľ	а.	(30) + (32) + (33)	34	1, 149, 120		718, 344	375,0	00	2, 242, 464		
		用 值 却 額	35	1, 149, 120		718, 344	375, 0	00	2, 242, 464		
Ĺ	96	2章 小 定 額 (34)-(35)	36								
ĺ	98	2章 超 道 額 (35)-(34)	37								
ĺ	R.	期 からの 繰 増額	38	24	9 <b>5</b>		<u>M</u>	9 <u>4</u>		<u>M</u>	
ſ	14 88	『償却不足によるもの	39								
l	8	◎ 引当金等取崩	40								
þ	Ē	引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41								
t	1	期に繰越すべき償却不足額	42								
b	17	において切り捨てる特別債却不足額又は	43					-			
ŀ	a 乾	可翌期への繰越額	44					-			
ŀ	×	(42)-(43)	45					-			
l	展 ( の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10					-		<u> </u>	
1	18 120 1	三 門 刀 下 足 副 所編成により引き継ぐべき合件等等別信却不足能	46								
		と (12) のうち少ない点額)	47								

# 〇別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の 〇 適用額明細書 損金参入の特例に関する明細書

小額に関	減価償却資産の取得価額 する明細書	の	員金参入の特例	事業年度 又は連結 事業年度	H31. 01. 01 R01. 12. 31	た人名 サンプル 式会社	12月決算株
	種類	1					
資産	構造	2					1
×	網目	3					
分	事業の用に供した年月日	4					
敗	取得価額又は製作価額	5	19	п		п	p 1
得	法人税法の圧縮記帳による	6					
価額	積 立 金 計 上 額 差引改定帳簿価額(5)-(6)	7					
_	# #	,					
資	12 74	-					
産区	199 III	2					
分	湖 日	3					
	事業の用に供した年月日	4	19	2	п	п	р
取	取得価額又は製作価額	5					
fiff 価	法人代法の圧相記帳による 積 立 金 計 上 額	6					
٤ĩ	差引改定帳簿価額(5)-(6)	7					
	種類	1					
寶産	構造	2					
区分	細目	3					
~	事業の用に供した年月日	4					
取	取得価額又は製作価額	5	р	р	Р	п	р
得	法人税法の圧縮記帳による	6					
額	差引改定帳簿価額(5)-(6)	7					
i 1	1の小額減価償う	却	資産の取	得価額の	合計 88		P
			((7)の計)				

# 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

H.	定率法又は定率法による。	載る	画像却姿産の備	:±11	事業年度	H31.01.01		サンプル	12日決策 株式
頂	の計算に関する明細書	941	11 (14 set ) 14 (15 v ) (14	( and a	又は連結 事業年度	R01. 12. 31	:人名	会社	2710395 1764
T	種類	1	建物付属設備	建物代	「属設備	建物付属設備	車両通	<b>8搬具</b>	車両運搬具
ŧ	構造	2							
ĕ.	細目	3	電気設備	給排力	設備	エレベータ	乗用車	C .	商用車
<	取得 年 月 日	4	H18.04.12	H18.0	4.12	H23. 09. 04	H22.0	07.12	H24.12.09
}	事業の用に供した年月	5	H18.04	H18.0	4	H23. 09	H22.0	)7	H24.12
	前 用 年 数	6	15		15 9	15		6 9	6
	政得価額 又は製作価額	7	<sup>95</sup> 10, 780, 000	05.	6, 234, 000	<sup>18</sup> 7, 894, 000	195	5, 560, 000	2, 458, 0
6	土 昭 記 映 に よ る 植 <u>立 金 計 上</u> 額	8							
și -	正 引 取 待 恤 額 (7)-(8)	9	10, 780, 000		6, 234, 000	7, 894, 000		5, 560, 000	2, 458, 0
l	員 却 賢 計 昇 の 刃 楽 と な る <u>期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額</u>	10	3, 197, 583		1, 707, 777	6, 154, 611		848, 098	2, 185,
	期末現在の積立金の額	п							
-	積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12							
1	E 引 帳 澤 記 載 並 額 (10)-(11)-(12)	13	<sup>95</sup> 3, 197, 583	94.	1,707,777	<sup>95</sup> 6, 154, 611	<u></u> ,	848, 098	<sup>35</sup> 2, 185, 1
ŝ	損金に計上した当期償却額	14	529, 203		282, 639	1, 233, 877		606, 615	272, 1
1	前期から繰り越した償却超過額	15	p.	*		94-	<u></u> ,		95
1	2 (13)+(14)+(15) 21	16	3, 726, 786		1, 990, 416	7, 388, 488		1, 454, 713	2, 458, 0
	消防から権り越した償却不足額又は合併等特別 費 却 不 足 割	17							
1	員 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 (16)−(17)	18	3, 726, 786		1, 990, 416	7, 388, 488		1, 454, 713	2, 458,
T	平売引取得価額×5% (9)×5/100	19	539,000		311, 700				
I	日定率法の償却率	20	0.142		0.142				
J	3 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	21	529, 203		282, 639			P	
1	2 0%2 増加償却額 (21)×刺激率	22	( )	(	)	( )	(	)	(
1	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	23	529, 203		282, 639				
8	○ (19)→(10) 算出債 却 額 ((19)→1 円) × /90	24							
l	平定率法の償却率	25				0.167		0.417	0.3
1	1 <u>周 整 前 復</u> 邦 朝	26	,		P	1, 233, 877		606, 615	272,
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27				0.03217		0.05776	0, 099
	4 個 却 保 証 額 (9) × (27)	28	,		P.	256, 845		436, 665	243,
J	1 改定取得価額	29							
1	1 00100 改定值却率	30							
٤	以 改定 個 利 額 ※ (20) × (20)	31	P		P			P	
ŧ	和田田田和	32	( )	(	)	( )	(	)	(
		33				1, 233, 877		606, 615	272.8
t	当期分の普通償却限度額等	34	529, 203		282,639	1, 233, 877		606, 615	272.8
ł	***** 祖 祝 特 別 悟 置 任	35	条月		朱 項	条 月		条 月	· 条
1	##08 <u>時</u> 川 第 現 ####X 特別 償 却 限 度 額	36	й. — Г	9.	in the	Ph 1	94 1	í,	<u>э</u> х
ł	前期から練り超した特別信却不足額又は合併等	37					<u> </u>		
f	田 20 丁 20 部     日 21 丁 20 部     日	38	529, 203		282, 639	1, 233, 877		606, 615	272.1
1	期 催 却 额	39	529, 203		282,639	1, 233, 877		606, 615	272.1
T	(20)-(20)	40				.,,.	-	, 510	
ŀ	(38)-(39) 預 却 超 潮 額 (20)-(29)	-0					-		
t	前期からの繰越額	42	95.	9 <u>4</u>		PF	外		外
ŀ	。 置 値 却 不 足 に よ る も の	63		-			-		
1	# <sup>9</sup> 引 当 金 等 取 朋			-					
ł	差引合計翌期への繰越額	45		-					
1	(41)+(42)-(43)-(44) 翌期に繰越すべき償却不足額	1		-			-		
ŀ	(HF-10) 又は DF-105 のうちテないませ) 所期において切り捨てる特別信却不足順又は合	1		-			-		
1	上等特別費却不足額 至引翌期への繰越額	1		-			-		
ŀ	(46)-(47)	68		-			-		
I		49					-		
	<u>前前</u> 明分不足期	50		-			-		
1	3種内欄或により引き越ぐべき登録物授切着加不足量			-			-		

様式第一			F	B4011
平成 年 月 日 段務署長殿	自平成31年01	月 0 1 日	事業年度分	の適用額明細書
100 B A9A	自令和01年12	月31日	(当初提出	分・再提出分)
納 税 地 神奈川県横浜市中区		整理番号	00123	456
電話 (フリガナ) サンプル	04-5678-1234	提出枚数	1枚	うち 1 枚目
法 人 名 サンプル12月決算 株	式会社	事業種目		事業番号
法人番号 12345( 期末現在の資本金額 の顧又は出資金の額 所得金額又は欠損	7 8 9 0 1 2 3 0 0 0 0 0 0 0 0 9 8 2 7 0 7 7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和    年	H R

	租税特别	措置法の条	項		区分番号	適用額
第	42 条の3	の2第 1	項第	1 号	380	800000
第	42 条 の	12 第 1	項第	号	303	184000
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		
第	条	第	項第	号		

# ■「法人税申告書」の表示と印刷用メニュー 租税特別措置法による法人税の税額控除の明細書

法人税確定甲告書		×
法人税申告書 別表1から	別表16 法人税申告書 特別控除の明細書   地方税申告書 第6号から第22号   納付税額の計算表・納付	書 ]
法人税確定申告書	ま示データの選択	
別表一 白色 別表一 次葉 別表一(二)外国 別表一(二)次葉	各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分(次葉) 各事業年度の所得に係る申告書一外国法人の分 各事業年度の所得に係る申告書一外国法人の分(次葉)	
別表六(二) 別表六(二の二) 別表六(三)	内国法人の外国税額の控除に関する明細書 当期の控除対象外国法人税額に関する明細書 外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書	
別表六(六) 別表六(六) 別表六(七) 別表六(七) 別表六(十) 別表六(十一) 別表六(十一二) 別表六(十二) 別表六(十三)	法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書 付表 前期線越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関 特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書 中小金業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に因する明細書 計验研究を行った場合の法人税額の特別控除におりる比較試験研究費の額及び平 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書 欠損金増加合計額に係る法人税額和当額の計算に関する明細書	]する .税額 :均売
別表六(十五)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	
別表六(二十四) 別表六(二十四) 別表六(二十四)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 付表一 給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の 付表二 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給	)計算  与等
よ人税額の特別控除 のシートに移動して 法人税額の特別控除 法人税額の特別控除 バージョンアップで	の明細書と特別償却の付表は、入力フォームからのデータの入力ができません。明細書と付表 「シート編集」ボタンから直接データを入力してください。 の明細書は、国税庁ホームページの様式変更にパージョンアップで対応することがあります。 の明細書の様式変更に対応した適用額明細書の租税特別措置法の条項と区分番号については 対応することがあります。	ŧ
	0 K キャン	セル

- ※ 法人税額の特別控除の明細書はバージョンアップで対応することがあります。
- ※ 適用額明細書は、国税庁ホームページで法人税額の特別控除の区分番号と租税特別措置法の条項が公開されて からバージョンアップで対応することがあります。

■「法人地方税申告書」の表示と印刷用メニュー 法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税・法人市町村民税

法人税確定申告書	×
法人税申告書 別表1から別表16   法人税申告書 特別控除の明細書 [地方税申告書 第6号から第22号] 納付税額の計算	₽表・納付書 ┃
法人地方税申告書 表示データの選択	
第六号様式 【分割無】都道府県民税・事業税・特別法人事業税の申告書 【分割1】都道府県民税・事業税・特別法人事業税の申告書	
【分割2】都道府県民税・事業税・特別法人事業税の申告書 第六号様式別表四の三 均等割額の計算に関する明細書(東京都)	
第六号様式別表九 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書 第十号様式 課税標準の分割に関する明細書(都道府県民税・事業税)	
<b>第一「日始中「八別位】十時44日以の78-4月十年</b>	
第二十岁禄式【万割玉】中时村民税の確定申告書 【分割1】市时村民税の確定申告書 【分割2】市町村民税の確定申告書	
【分割3】市町村民税の確定申告書 第二十二号の二様式 課税標準の分割に関する明細書(市町村民税)	
法人事業税・特別法人事業税の課税標準分割税額計算書	
法人都道府県民税の課税標準分割税額計算書   法人市町村民税の課税標準分割税額計算書	
事業税・特別法人事業税・地方法人特別税、法人都道府県民税、法人市町村民税の課税標準の分割計算がない は、第六号様式と第二十号様式は「分割無」を遅択してください。	場合
0 K =	キャンセル

# ○ 第六号様式 都道府県民税・事業税の申告書

		委 <u>是 信 年 月</u> 処理 通信日付印 事項	1 整理番号 #務	所 : 管 理 廣 坊 = 古(K)	第
ſ	平成 年 月 日 佳 殿 1234	人 普 号 1567890123 <sup>単人間</sup>	この申告の		小号
p	<u>新在地</u> 神奈川県横浜市中区		事業種 目 ソフト閲	虎	禄式
	A REAL YOF W		期末現在の資本金の額又は出資金の額		
	(電話 04-5678	8-1234 )	(解散日現在の資本金の額又は 出資金の額)	20,000,000	
	ふ+5位) <u>サンプル</u>		同上が1億円以下の普通法人のう 等に該当しないもの	与中小法人 非中小法人等	1
2	<sup>も人名</sup> サンプル12月決算 株式会社		期末現在の資本金等の額及び	20,000,000	
1	2055年1		資本年間医の数の日田橋		
2	2 章 前 山田 太郎 音音 伊藤 芳	<b>学子</b> -	崩末敬臣の額	20, 000, 000	
1	平成31年1月1日から令和1年12月31日までの	事業年度分又は 連結事業年度分 地方1	「単 氏 板 重 板 の確定申告書 章 助人特別板		1
	摘 要 課税標準 報率	税額	(使達秘匿金税額等)		-
9F	時 得 金 順 総 間 (68-69) 又 比 別 表 ③ 33 27 9,827,077		法人税法の規定によって計算した法人税額	1, 623, 864	通府
彩 )	所 年400万円以下の金額 28 4,000,000 3.400	136,000	は酸研究費の増加額等に係 る法人税額の特別控除額		県
ž,	#400万円を超え#800 29 4,000,000 5.100	204,000	遭付法人税額等の挂除額 :		税
1	平800万円を超える金額 30 1,827,000 6.700	122, 400	辺職や塗寺権工业に知ら出 人税部 建設第三公会に入会部人は新		
Ľ	M 計 28+29+30 31 9,827,000	462,400	時編載法人税額 ①+②-③ !	1, 623, 000	
	***(M60,************************************		LENG GRADER PERSON GRADER (COMPARE)	51.026	-
	11 行加価値額総額 33		法人税制額は211年130/100)	51, 936	
			調控除調		
	日 日本寺の金融総額 35 本 本 中 市 本 等 の 会 報 ※		外国の法人授額等の額の控		
Н			除額 仮装経理に基づく法人税制		
			語の控除額 1 差引在人役初日	51,900	
H	新 44 八 三 88 50 合 54 東 章 昭 第 31.54.55.55.77+79.54.55.55 29	462,400	期 既に納付の確定した当開分	40,000	
	三 前 中 来 に 前 の の の の の の の の の の	102, 100	の法人税新額	4	
	4 素税の特定 加点的##50mm 41 (数数程度に基づく) 42 (数数程度に基づく) 42 (数数程度に基づく) 42 (数数程度に基づく) 42 (数数程度に基づく) 42 (数数程度) 42 (数数程度) 42 (数数程度) 42 (数数程度) 42 (数数程度) 42 (数数程度) 42 (数数程度) 42 (数数程度) 42 (数数程度) 43 (数数程度) 43 (数数程度) 43 (数数程度) 43 (数数程度) 43 (数数程度) 43 (数数程度) 43 (数数程度) 43 (数数 43 (数) 43 (数) 43 ( 43 ( 43 ( 4) ( 4) ( 4) ( 4) ( 4) ( 4) ( 4) ( 4)		投制額の控縮額 この単智により納付すべき	11,900	
7	11日 安秋 前に (11) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	164, 500	出入税制額 12-01-13 均量定期間中において事務所 1	6 12 Л	1
5	100米107×1010 和6多事業税額の授 45	297,900	₩ 50,000 m× 1 1	7 50,000	
ľ	40 III II III 47 297, 900 II II II II II 48 III 48		割 現に納付の確定した当期分 1	8 25,000	1
	<sup>1</sup> 資本加49 № 入加50		制 均压剂制 @ - 1	9 25,000	1
1	600551税込MH 51 前 52	297, 900	この中告により納付すべき 連府県民税額 00+09 2	36,900	間要
包力	摘要 課税標準 (2年)	税额	第のうち見込納付額2	1	R. 11
÷,	后得前に係る53 462,400 43.2 也方伯人特別見罪	199, 700	度 引 國一2	36,900	1: 11
合き	2 入 割 に 係 る 54 直方 浜 人 粋 別 税 額		* 事 休会 特別区分の課税標準額 2	3	
列台	計地方法人特別税額 (53 + 54) 55	199,700	第 の 同王に対 23× /100 2 こ ① する税額	4	
ά I	(1988年)にようく地方 56 257年) 27日 2月11日 555-56 57	199, 700	の市町村分の課税標準額 2 た計画もにお	5	
	59 133,200 SELARMEN 59	an a	6 第十る税額 25× /100 2	6	
	60 60, 500 m 61		何 中 間 納 付 額 7 請 還付を受けようとする	2 11111111111111	-
	- 61 62 00, 500 济 (所得意識)(近人税の明報書(所表行の(34))文は協則所得意識) 63	11 997 077	東 金藤機関及び支払方法 II 法人税の期末現在の資本金等の	原善号(告通・当用)	
	(法人税の明緒書(別表4の2付表)の(ゼ))         63           約         加         損金の額又は個別場篤損金額に算入した所得税額及び度         64	11, 221, 011	又は連結 資本 金 等 の 街人税の当期の確定税額又	1, 617, 800	2
	国特別所得税 間金の額又は償別端属損金額に算入した海外投資等損失 65		通信法人税供则偿属支払 涂 覧 森 家 の	新 日 全和 2 年 2 月 15 日	iii.
			解散の	E @# 4 // //	
			現余財産の最長	の合称 年 月 日	
	aL 仮 計 63+64+65-66-67 68	11, 227, 077		無事業税 有・無 法人役 有・無	
	報道欠損金額等者しくは災害損失金額又は債務免除等があっ 69	1,400,000	洗人間の曲告書の種	町 〇 青色・ 子の他	
		9,827,077	この中世が中間中かの場合の計算器	m 会和 年 月 日から	
	去第15条4の徴収猶予を受けようとする税額 71		翌期の中間申告の要否要・	古国外開連者の有無有・無	-

# 第六様式別表十四 基準法人所得割額及び 基準法人収入割額に関する計算書

		<b>浙</b>	赘	理	8	号	事務所	区分	8		. 8	9 I	÷.	Ф.923К	9 第
法人名		処理 事項													ハ号様
	サンプル12月決算 株式会社				ta:	ntr:	з <b>р</b> г	成	31	年	1	月	1	日か	式別
		-14	*		ць.	皮	अ <u>म</u>	成	31	年	12	月	31	日ま	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
							-		-						

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

L ZSFF(ムノ、/フ) 1す百日(0,271) 第	ι.	基準法	人所得	割額	の計算
-----------------------------	----	-----	-----	----	-----

Γ			摘	要				所得割の課税標準 段手 基準法人所得割額
Γ	所	得	金	額	総	額	1	9, 827, 077
785	年	400 万	Щ	以 下	の <b>3</b>	金額	2	4,000,000 <sub>3.400</sub> 136,000
771 781	年	400万円を	超え	年800万円	以下の	の金額	3	4,000,000 <sub>5.100</sub> 204,000
117	年	800 万	円	を超え	3	金額	4	1,827,000 6.700 122,400
101			計	2+3+4			5	9, 827, 000 462, 400
	軽	減税 率	不j	適用法	人の	金額	6	6.700

2. 基準法人収入割額の計算

			摘	要			収入割の課税標準 税 抵率 100 基準法人収入割額
収	収	入	金	額	総都	i 7	
内割	収		入	金	書	( 8	

# ○ 第六号様式別表九 欠損金額等及び災害損失金の ○ 第六二十号様式 市町村民税の確定申告書 控除明細書

欠損	金額	等と	災害 ł	員失金の招	除明細書		争来中度 又は連結 事業年度	H31.01 R01.11	1.01 2.31	法人名	4 サンフ	W12	2月決	算 材	式会	社
控   第6号	除 前 様式68	所 (別)	得 表10 <sup>@ y</sup>	全額 (は②)	11,	227,0	77 <sup>四</sup> 所	得金 (1)×50	頁 控   0又は10	除限月 10/100	E 額 (2	)	1	1, 2	27, 07	7
事	業	年	度	X	分	控除; 控除;	<济欠損金 未済災害	2.額等又は 損失金③	当 其 (当該事) 度の④の	月 控 <sub>数年度の③と</sub> 合計額のう	除額 (2)-当該事業 ち少ない金額	④ 翌 序 ((	期 (3-④)	繰 又は5	越 8 列表110	15 n(7)
			から まで	欠損金額等·	災害損失金			р				Р		_	/	
			から まで	欠損金額等·	災害損失金											B
			から まで	欠損金額等·	災害損失金											
			から まで	欠損金額等·	災害損失金											
H2 H2	4. 01. 4. 12.	01 31	から まで	欠損金額等·	災害損失金		1,	400, 000		1	, 400, 00	)0				
			から まで	欠損金額等·	災害損失金											
			からまで	欠損金額等 ·	災害損失金											
			からまで	欠損金額等·	災害損失金							_				
			からまで	欠損金額等·	災害損失金											
			から まで	欠損金額等·	災害損失金							_				
Mc	1		1	+			1,	400, 000		1	, 400, 00	10				
-	欠損	1 金	額等	・災害	損失金					/			/	_		
期	同上の	災	害	損	失 金					/						
分	うち	青	色	欠	損 金			_		/						
			合	<del>11</del>			/			/						
			5	災害に	より	生	じた	損失	Ð	額(	の計	算				
災	害	Ø	種	類			53	害の	や	んだ	H					
当共	03	欠損	金額	6			四 差失	·引災害に の額(⑦	より2 )-(8)	生じた掛	۹ (9					п
災害 金額	により	生じ	た損失	の ⑦			繰失な	<ul> <li>          ·         ·         ·</li></ul>	>対暴。 )と⑨(	となる抽 のうち生	<sup>R</sup> 10					
保険 の額	金又は	[損害]	賠償金	等 <sub>⑧</sub>					_							

1 3 19 1111216 96	2 4 J 11 1 #2010	整理番号 神商所(3 )	管理番号 中部区分
◎ 付 印 / 平成 年 月 日		法人番号	申告年月日           年         月         日
	殿	123456789012	3
所在地 神奈川県横浜市中区	この曲	し、法人税の平成 の第三中古者の役当による	ф В В
(本古町村3- 支京等の場 合社本広河 (四)25 0.1 5050 1001		11 *> 25 mm 2. 法人税の平成 更正,決定,所更正による。	# B = =
(電話 04-5678-1234 (ふりがな) サンプル	) 事業	種 目 ソフト販売	
注人名 サンプル12日決算 株式会社	期末現	在の資本金の額	20,000,000
haven y a y re have been at the	又は 期末現在	出 夏 金 の 額 	20,000,000
(ふりがな) ヤマダ タロウ (ふりがな) ルネギ	資本準有	眉金の額の合計額	20, 000, 000
氏名印 山田 太郎	荆末現(	在の資本金等の額	20,000,000
平成 31 年 1 月 1 日から合和 1 年 12 月 31 日まで	の 連結事業年度分3 連結事業年度	2は 成分の市町村民税の 確定	申告書
摘要	課	税標準	人民用額
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	0	1, 623, 864	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	2		
還付法人税額等の控除額	3		
退職年金等積立金に係る法人税額	4	1 692 000	157 (0)
		1, 623, 000 9, 70	157, 431
となる法人税額又は個別環菌法人税額及びその法人税額額 22 < 23 ままのたわられためを定ておみる税額は約分額			
1110111111111112代税の小行ノビ市1111122代税利1210年8月 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の1	1 (U) 1 (R)		
<sup>時額</sup> 外国の法人税等の額の持除額	9		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	10		
差引法人税割額 5-7-8-9-00又は6-7-8-9-10	11		157, 400
既に納付の確定した当期分の法人税割額	12		129, 500
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	13		
この申告により納付すべき法人税割額 ①-⑫-⑬	10		27,900
均 算定期間中において事務所等を有していた月数	15 12 月	130,000円×盤 15	130,000
割 既に納付の確定した当期分の均等割額		0	65,000
額 この甲告により納付すべき均等割額 16-10	18	65,000	
この甲皆により納付すべき市町村氏税額 国土国 師のらた日は独仕額			92, 900
		2	92,900
二 パ 000 当該市町村内に所在する事務所、事業所又は 支	<u>泉</u> 等 西左接	分割基準	東京大阪市市市の市内に用いる日
14 TF TRUINTERNIALANCE	1711.75		CANTE RAD
合計		0	3
指增 区 名 " <sub>K=</sub> 月数従業者数 均等割額	決算確定の日	2 年 2 月 15 日 告書の種	<sup>甲</sup> 類 O青色・ その他
程合	解散の日	年月日翌期の中	同要否
8 - の	現余財産の最後の分 配叉は引渡しの日	年月日中告の要	
	この甲省が甲 間申告の場合 の計算期間	金和 年 月 日まで 処分の有無	1音 の 有 無
ф <sub>0</sub>	<ul> <li>うとする金融</li> <li>機関及び支払</li> <li>方法</li> </ul>	銀行 口座番号(普通・当座)	支店
+ <sup>31</sup>	還付	請求税額	
る算	法第15条の4の 税額	教収猶予を受けようとする	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	関 与 税 理 署 名 押	士 印 (電話	)
	L	1.1 Mar 1997	/

# ■ 納付税額計算書と法人税の領収済通知書、地方法人税の領収済証

法人税確定申告書				×
法人税申告書 別表1から別表16   法人税申告書 特別的	空除の明細書 地方	税申告書 第6号から第22号	号 (納竹税額の計	"算表"納竹書
法人の地方税額データ				
法人の消費税額データ				
納付税額計算表の表示				
法人税・地方税納付書				
			O K	キャンセル

# 納付税額計算書の法人の消費税額 のデータは直接入力してください。

# ○ 納付税額計算書

州门	<ol> <li>15 祝 領</li> <li>事業年度の月数</li> </ol>	вт 12	异衣	争乘 R4.04.01 年度 R5.03.31	法人名 サンプル	レデータ12月決算
			申告税額	中間納付税額	納付税額	中間納付見込額
法	法 人 税	額	13, 133, 700	6, 523, 800	6, 609, 900	
人	所得税額等の還付	金額				
税	法人税	額	13, 133, 700	6, 523, 800	6, 609, 900	6, 566, 800
地	方法人税	額	1, 384, 100	293, 300	1, 090, 800	692,000
	小 計		14, 517, 800	6, 817, 100	7, 700, 700	7, 258, 800
	事 業 税	額	4, 274, 600	2, 019, 000	2, 255, 600	2, 137, 300
法人	特別法人事業	脱税	1, 581, 500	825, 700	755, 800	790, 700
事業	都道府県民税・法人科	記書額	134, 600	65, 000	69, 600	67, 300
・都	都道府県民税・均等	用税额	125,000	62, 500	62, 500	62, 500
道県民						
税						
	小計		6, 115, 700	2, 972, 200	3, 143, 500	3, 057, 800
	本即村民務, 社 1	新生				
法人	中町村氏税・広入 額 十日4日日 - 西朝	· 柷 剖	808, 200	658, 800	149, 400	404, 100
市町	前日村氏税・均等額	1211 476	416,000	208, 000	208, 000	208,000
村民税						
<u> </u>	小計		1, 224, 200	866, 800	357, 400	612, 100
	44 124 em 1.	@L	91 957 700	10 656 100	11 201 600	10 098 700
7473	יעי אנא שיש איז אייר	μT	21,007,700	10, 030, 100	11, 201, 000	10, 920, 700
消	費税	額				
-	~ ~	~^				
納	付税額 合	計	21, 857, 700	10, 656, 100	11, 201, 600	10, 928, 700

# ○ 法人税の領収済通知書と地方税の領収済証





市区町村コート



